

ひきこもり支援施策について

令和4年6月10日（金）

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課

「ひきこもり」の定義など

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

* 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）

（厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者：齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院）

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事するときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

| 調査時期 | 調査対象者 | 有効回答数 | 広義のひきこもり群 | | | | | | (内 訳) | |
|--------|--------|--------|-----------|-------|--------|-----------|--------|---------|--------|--|
| | | | 広義のひきこもり群 | | | 狭義のひきこもり群 | | 準ひきこもり群 | | |
| | | | 実数 | 出現率 | 推計数 | 実数 | 推計数 | 実数 | 推計数 | |
| 平成27年度 | 15～39歳 | 3,115人 | 49人 | 1.57% | 54.1万人 | 16人 | 17.6万人 | 33人 | 36.5万人 | |
| 平成30年度 | 40～64歳 | 3,248人 | 47人 | 1.45% | 61.3万人 | 28人 | 36.5万人 | 19人 | 24.8万人 | |

115.4万人

ひきこもりに関する調査（内閣府「生活状況に関する調査」）～続き～

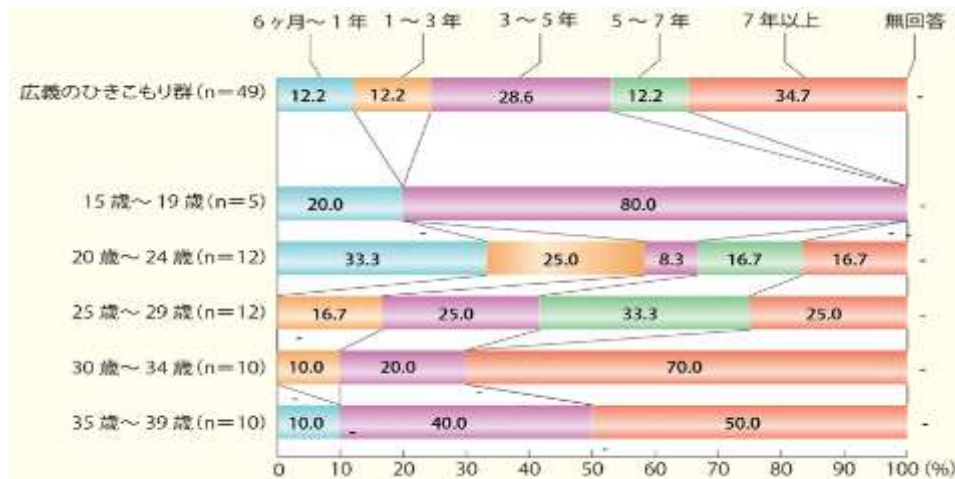
(1) ひきこもりの者の推計数

①15歳～39歳（H27年度調査）約54.1万人

| 該当人数（人） | 有効回収数に占める割合（%） | 全国の推計数（万人） | |
|-------------------------------|----------------|------------|---------------------|
| ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 33 | 1.06 | 準ひきこもり群 36.5万人 |
| ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 11 | 0.35 | |
| 自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない | 5 | 0.16 | 狭義のひきこもり群 17.6万人 |
| 計 | 49 | 1.57 | 広義のひきこもり群 54.1万人 |

(2) ひきこもりの状態になってからの期間

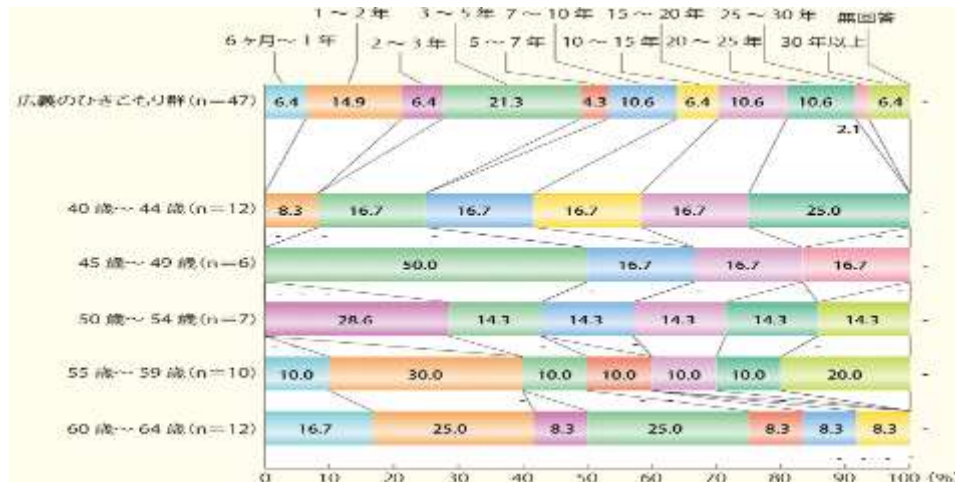
①15歳～39歳（H27年度調査）7年以上が34.7%



②40歳～64歳（H30年度調査）約61.3万人

| 該当人数（人） | 有効回収数に占める割合（%） | 全国の推計数（万人） | |
|-------------------------------|----------------|------------|---------------------|
| ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 19 | 0.58 | 準ひきこもり群 24.8万人 |
| ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 21 | 0.65 | |
| 自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない | 7 | 0.22 | 狭義のひきこもり群 36.5万人 |
| 計 | 47 | 1.45 | 広義のひきこもり群 61.3万人 |

②40歳～64歳（H30年度調査）7年以上が46.7%



なお、平成27年度調査においては、専業主婦・主夫、家事手伝いと回答した者を一律に広義のひきこもり群から除外していたが、平成30年度調査においては、広義のひきこもり群と認定した47名のうち11名が専業主婦・主夫、家事手伝いであった。

厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」

川崎市や東京都練馬区の事件など、たいへん痛ましい事件が続いています。改めて、これらの事件において尊い生命を落とされた方とそのご家族に対し、心よりお悔やみを申し上げるとともに、被害にあわれた方の一日も早いご回復を願っています。

これらの事件の発生後、ひきこもりの状態にあるご本人やそのご家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

これまでも繰り返し申し上げますが、安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度～令和4年度のトピック

1. 現状のひきこもり支援施策の再点検

- ・ひきこもり当事者等に関する全国実態調査の実施（国）
- ・当事者会や家族会、ひきこもり支援団体の育成と当該団体の活動への支援（国）
- ・施策を更に進めるための各府省の連携強化（国）
- ・地域の関係機関が参画するネットワーク会議の年複数回の開催による実効性の確保や職員研修会の充実（都道府県・政令指定都市）
- ・**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実（市区町村）**
- ・支援につながるための多様なアクセスの構築（市区町村）
- ・多様な働き方を可能とする選択肢の提示（業務の切り出し等による当事者の個々の状況に合った働き方の創出）（市区町村）
- ・デジタルを活かした活躍の場の提供や農業との連携等の多様な就業機会の創出（市区町村）

国においては、都道府県・市区町村の取組が円滑に進むよう、積極的かつ弾力的に支援をされたい。

2. 過去も未来も俯瞰した息の長い支援の充実

- ・ひきこもり状態になったきっかけに着目した支援の検討
- ・不登校・いじめ・虐待対策の推進

3. コロナ禍におけるひきこもり支援

- ・自粛生活が長引き孤立するひきこもり当事者や家族の把握の強化
- ・対面によらない相談や支援の方法の検討

4. 良質な支援者の育成と支援手法の開発

- ・支援者の研修機会の確保
- ・伴走型支援や居場所づくりの視点を盛り込んだ「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の充実

5. 国民の意識醸成

- ・効果的な広報や啓発の実施

6. その他

- ・ひきこもりの自立支援を謳う悪質な事業者への対応
- ・ひきこもり支援に関する政策に係る政府内の府省横断会議の設置
- ・ひきこもり政策そのものを推進するための基本法の制定

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

(孤独・孤立対策)

孤独・孤立対策については、電話・SNS相談の24時間対応の推進や人材育成等の支援、居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、いわゆる「社会的処方（※）」の活用、支援を求める声を上げやすい社会の構築、孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCDの取組を推進する。これらを含め、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめ、安定的・継続的に支援する。特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援や政策立案に当たってのNPO等との対話を推進する。また、**ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進する**。こうした官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の気運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進する。

※社会的処方：かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域資源と連携する取組。

(就職氷河期世代への支援等)

現在主に30代半ばから40代後半の就職氷河期世代は、不本意ながら不安定な仕事に就いている方々も多く、感染症の影響などにより厳しい状況にある中、3年間の集中的な取組により正規雇用者を30万人増やすとの目標の実現を目指し、就労や社会参加を強力に支援する。

就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームの開催や都道府県プラットフォームの運営に加え、**市町村プラットフォームの本年度内の設置・運営を目指す**ほか、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用して、2020年度から3年間、就職氷河期世代の支援に取り組む地方自治体を強力に後押しし、地域における取組を広げていく。

1. ひきこもりに関する理解の促進

- ひきこもりに関する国民の更なる理解の促進や啓発活動の実施

2. 実態把握のための調査の実施

- ひきこもりの状態にある方の実態等全国的な調査の継続実施

3. 基礎自治体における取組の更なる促進

- 支援を必要とする方が適切な支援に繋がる環境づくりの推進
(基礎自治体における支援のための環境づくり)
 - ・都道府県による、基礎自治体のバックアップ支援の推進
 - ・基礎自治体間の連携した取組の推進
 - ・官民の枠を超えたネットワークの構築や多様な支援の好事例の横展開
- (ネットワークの構築による多様な支援の選択肢の確保)
 - ・幅広い官民の枠を超えたネットワークの構築などによる多様な支援の選択肢の確保
 - ・様々な就労分野との連携の促進と新たな就労分野の開拓

4. 支援者のスキルの向上と支援者自身のケアの確保

- 支援に携わる方のスキルの向上のための施策の充実
- 支援者を支援するための施策の充実
- ピアサポーターの養成・活用や当事者活動への支援

5. 時代に即したひきこもり支援のガイドラインのあり方について

- 新たなひきこもり支援のガイドラインのあり方についての検討

＜ひきこもり支援に関する関係府省横断会議＞

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に係る府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】主査 こやり厚生労働大臣政務官
 構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
 内閣府政策統括官（政策調整担当）
 消費者庁次長
 文部科学省初等中等教育局長
 厚生労働省社会・援護局長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 厚生労働省人材開発統括官
 農林水産省農村振興局長
 経済産業省商務・サービス審議官

【開催経過】

第1回（令和3年6月29日） ひきこもり支援に関する各府省の取組について
 第2回（令和3年7月27日） ひきこもり支援の先進的な取組について（滋賀県・岡山県総社市）
 第3回（令和3年8月30日） ひきこもり支援の先進的な取組について（高知県安芸市・大阪府豊中市）
 第4回（令和3年9月30日） ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知）

【基本的な考え方】

- ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- 以下の**留意事項も踏まえ**、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意の上、**効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いします。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る

市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

(1)教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築

(2)農業・商工関係機関との連携

農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓

(3)就労支援関係機関との連携

個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配意し、継続的な支援を実施

(4)子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施

(5)消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

令和3年度補正予算及び令和4年度予算における「ひきこもり支援」関連施策予算

ひきこもり支援

- ひきこもり支援推進事業 17.6億円
- ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.5億円
- ひきこもり支援実施機関支援力向上研修 0.1億円
- ひきこもり支援体制構築加速化事業 2.3億円

子供・若者支援分野との連携

- 子供・若者総合調査 0.6億円
- 子供・若者支援体制の整備推進 0.54億円
- 子供・若者支援に当たる人材の養成 0.25億円
- 子供・若者育成支援のための地域連携推進 0.05億円

消費者行政分野との連携

- 地方消費者行政強化交付金 17.5億円の内数
- 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 0.3億円の内数
- 地方消費者行政強化交付金 14億円の内数

不登校支援

- 不登校児童生徒に対する支援推進事業 1.9億円

精神保健福祉分野との連携

- こころの健康づくり対策事業 0.2億円

就労支援分野との連携

- 地域若者サポートステーション事業 46.7億円

農林水産分野との連携

- 農山漁村振興交付金（農福連携対策） 97.5億円の内数

※点線囲みは令和3年度補正予算

目的

国から地域社会に対してひきこもりに関する各種普及啓発を行うことにより、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

イメージキャラクターの活用

知名度・発言力のあるイメージキャラクター(著名人、アニメ・漫画等)を活用する。
令和3年度は高橋みなみ氏に決定。
 ※シンポジウムやポータルサイト、SNS等積極的に情報発信を行っていただく。



パネルディスカッション 429人
 ワークショップ 132人

約63,000人が視聴

1. シンポジウムの開催
(1月16日(日)PM)

- ◆ターゲット：
ひきこもりに関する理解が不足している地域住民
- ◆狙い：ニュースバリューのあるイベントを実施することでメディア展開を図り、ターゲットのひきこもりに対する理解※を促進する。

※単なる甘えではない、誰もがなり得る等

◆事業内容：

セッション1：公開ラジオ収録

高橋みなみ氏が進行役となり、当事者経験のある支援者やタレントをゲストに迎え、ひきこもりの現状や当事者の声を伝える。

セッション2：パネルディスカッション

当事者や家族、専門家が適切な支援のあり方等についてディスカッションを行う。

※セッション1、2ともにYouTubeによるLIVE配信

※セッション1は、2/13にTOKYOFM特別番組として放送

2. 集中相談会の開催
(シンポジウムと同日開催)

- ◆ターゲット：当事者やその家族
- ◆狙い：支援機関への相談に対する抵抗感を軽減する。
- ◆事業内容：
 - ・シンポジウム当日にオンライン(Zoom、電話)にて同会場にて3時間程度実施
 - ・ひきこもり支援従事者及びひきこもり当事者・経験者・その家族による相談会を実施する。

3. 支援者研修会(サミット)の実施
(1月中旬～2月中旬)

- ◆ターゲット：
支援者(自治体や福祉施設の職員、民間団体等)
- ◆狙い
支援者間の繋がりを作る
支援手法の研鑽を図る。
- ◆事業内容
 - ・全国8ブロックでZoomを活用したオンラインの研修会を開催。
 - ・各地域でひきこもり支援を行う支援者、当事者、行政機関等が登壇し、パネルディスカッションを行う。
 - ・ブレイクアウトセッションを利用して5～6人のグループに分かれてワークショップを行う。

※パネルディスカッションはLIVE配信【P】

その他広報の実施

- ◆ターゲット：ひきこもりに関する理解が不足している地域住民
- ◆狙い：ターゲットのひきこもりに対する理解を促進する。
- ◆事業内容：
 - ・支援情報をまとめたポータルサイトの作成・運営・周知(1月14日開設予定)
 - ・インターネットバナー及び検索広告の設置
 - ・ニュースサイトにおけるPR記事等の掲載等



目的

ひきこもり地域支援センター職員等に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成するとともに、全国各地における好事例等の周知・広報を行うことで、支援の質をさらに向上・均一化することを目的とする

第1回 初任者研修

- ◆開催日程：7月28日(木)、29日(金)
- ◆受講者数：150名程度
- ◆対象者：ひきこもり地域支援センターの職員(初任者)
ひきこもり支援ステーションの職員(初任者)
- ◆プログラム案(計8時間)

第1日

- ①講義1 国の施策や予算など政策動向
- ②講義2 「ひきこもり」についての基本的な理解～当事者の視点～
- ③講義3 「ひきこもり」についての基本的な理解～家族の視点～
- ④講義4 ひきこもり支援概論
- ⑤グループワーク1 ネットワーキングセッション

第2日

- ⑥講義5 ひきこもり支援のアセスメント
- ⑦講義6 地域における多様な社会資源を活用した支援
- ⑧講義7 面接技法
- ⑨グループワーク2 2日間の研修の振り返り

第2回 フォローアップ研修

- ◆開催日程：10月
- ◆受講者数：150名程度
- ◆対象者：ひきこもり地域支援センターの職員
ひきこもり支援ステーションの職員
- ◆プログラム案(計8時間)

第1日

- ①講義1 ひきこもり支援担当者に求められる姿勢
～当事者/家族の立場から～
- ②事例検討会1
- ③事例検討会2
- ④講義2 ひきこもり支援の広報

第2日

- ⑤グループワーク1 支援メニュー
- ⑥グループワーク2 社会資源の活用・他機関連携
- ⑦グループワーク3 支援者自身のセルフケア



- ※参集による開催が前提だが、新型コロナウイルスの感染状況によってはオンライン開催とする
- ※具体的な研修プログラムは、令和3年度社会福祉推進事業の成果物を参考に、企画委員会において決定する
- ※研修実施後、研修効果等について分析を行った上で、改善策をまとめて次年度の研修プログラム案等を作成する

企画委員会の設置

全体の企画、進捗管理

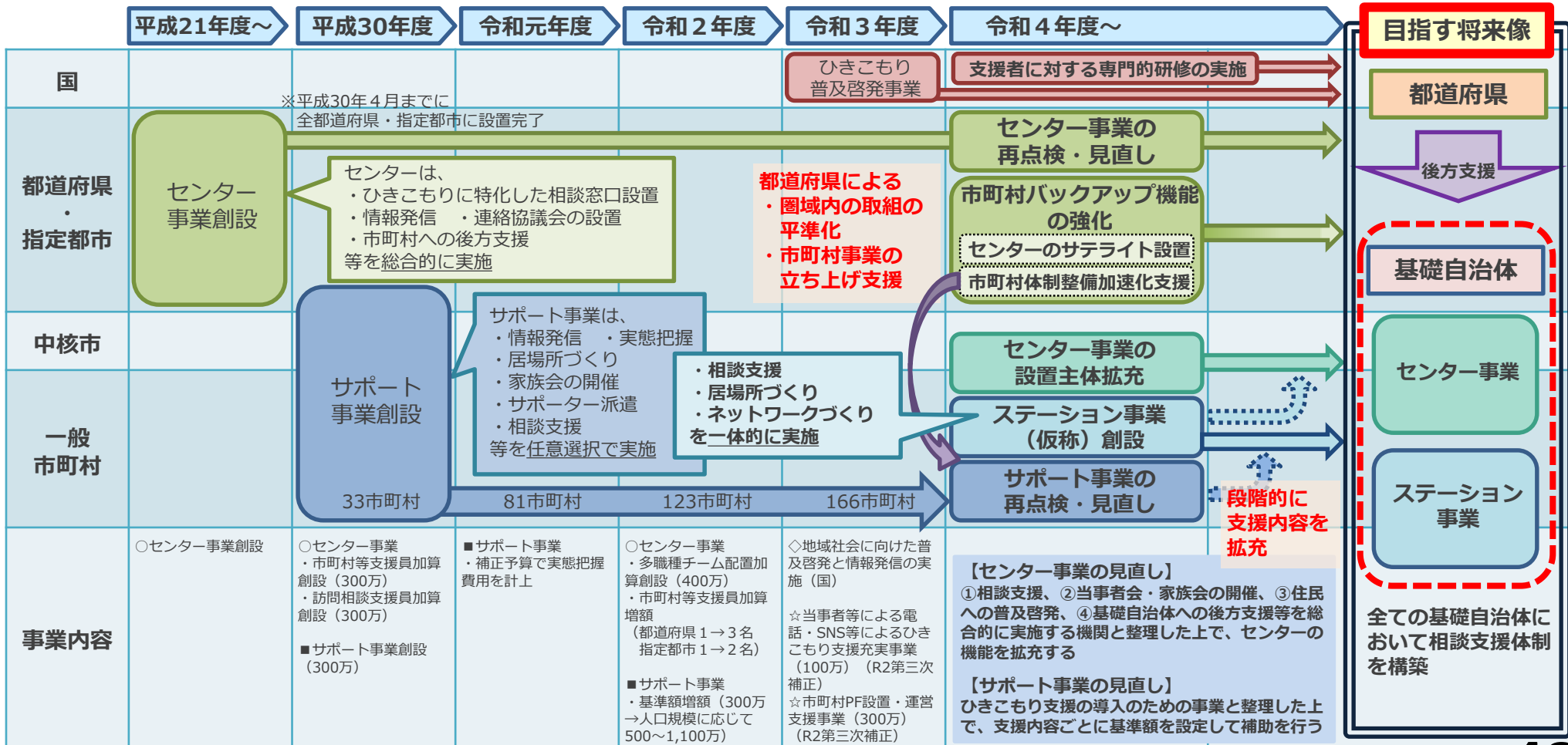
周知・広報

- ◆研修内容及び全国の好事例について、全国の支援者や地域住民に向けた周知・広報を行う
研修内容や全国の好事例について、全国の自治体や民間団体の職員が支援の現場で活用できるよう、分かりやすく整理し、広く周知・広報を行う。また、研修内容や全国の好事例の中から、地域住民がひきこもりに関する適切な理解を進めていくうえで必要となる情報を取り出し、分かりやすく整理した上で、地域住民に対して広く情報発信を行う。

ひきこもり支援の全体像と関係予算

ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）の設置を進めてきた。
- 基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実**がより強く求められている。
- これを踏まえ、①**センターの設置主体を市町村に拡充**するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「**ひきこもり支援ステーション事業**」を創設する。
- また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①**市町村と連携したセンターのサテライトの設置**と、②**小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設**し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

支援イメージ ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

立ち上げ支援
後方支援

取組の幅

連携機関の幅



①相談支援



②居場所づくり



③地域のネットワークづくり



④当事者会・家族会の開催



⑤住民への普及啓発

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

社協

サポ
ステ

その他
関係機関

・民生委員
・農林水産業
・医療機関

・企業、商工会
・ハローワーク
・教育機関 など

市町村プラットフォーム

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修



多職種専門チームの設置 等

①社会全体の気運醸成

②支援の質の向上

①普及啓発と情報発信

ひきこもり支援シンポジウムの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員を対象とした研修の実施

国

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

4年度予算額：19.2億円
（3年度予算額：13.0億円）

都道府県（指定都市）域

（指定都市）
行政区



後方
支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地 域支援センター

《事業内容》①～⑤は必須

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査
- ⑨専門職の配置
- ⑩多職種専門チームの設置
- ⑪関係機関職員養成研修の実施
- ⑫管内市町村（行政区）に対する後方支援
- ⑬ひきこもり地域支援センターのサテライト設置



後方
支援

新

都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置
〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う
〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
〔参考〕サポート事業等
国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

国

7/28.29（予定）

新

国が実施する人材養成研修

ひきこもり地域支援センター職員を対象に知識や支援手法を習得する研修を実施

市町村

新 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》①～⑤は必須

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査
- ⑨専門職の配置
- ⑩多職種専門チームの設置
- ⑪関係機関職員養成研修の実施

移行

市町村

新 ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査
- ⑨専門職の配置

①～③は
必須

移行

市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

ひきこもり支援体制構築加速化事業（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）

【要旨】

令和3年度補正予算：61億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。
- これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】 市町村等

【補助率】 国3／4

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

<ひきこもり支援体制構築のための取組>

1. ひきこもりの相談ができる環境づくり
2. 居場所づくり
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催



地域就職氷河期世代支援加速化交付金

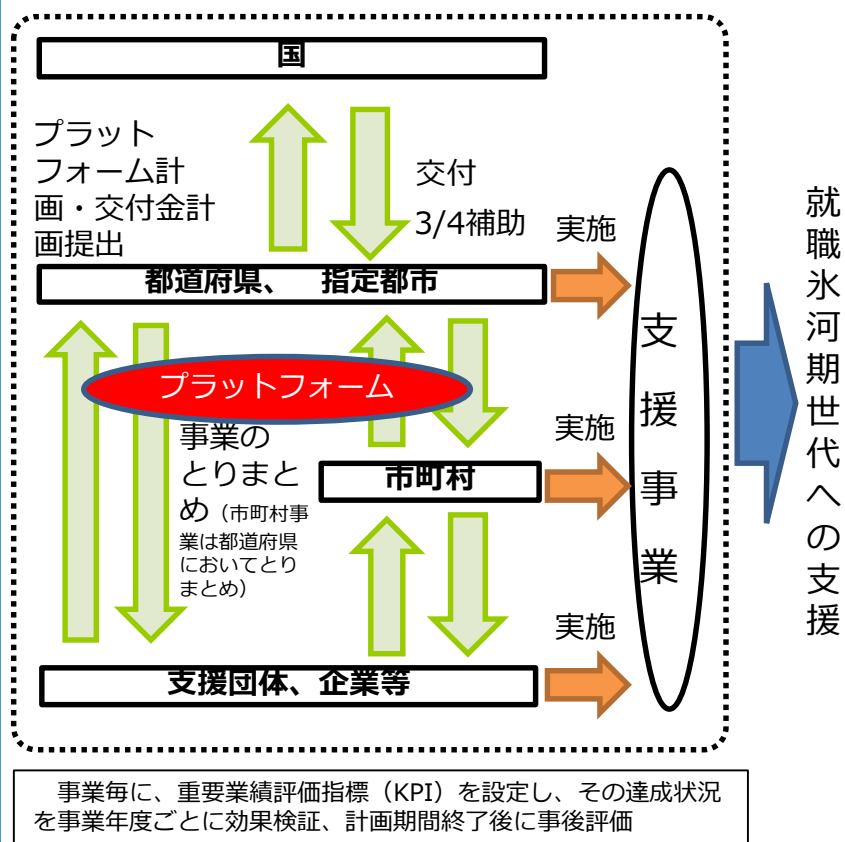
事業概要

- 就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の関係機関や当事者・支援団体等と連携して、就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた先進的・積極的な支援を行う地方自治体等の取組を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。
- 本年4月の令和4年度事業（第一次）交付決定において115自治体（47都道府県・20指定都市・48市区町）の160事業に対して17.6億円を交付決定。
- 令和4年度事業（第二次）交付決定は7月を予定（自治体からの事前相談を受付中）。

事業メニュー（交付金対象例）

- 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
- 伴走型支援の実施
 - ・個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施
- 就職氷河期世代のための総合的なオンライン相談窓口の開設
- 多様な働き方や社会参加の場の創出
 - ・就労経験が少ない方、育児等により離職をした方と短時間業務（マイクロワーク）を提供する企業とのマッチング
 - ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供 等
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
 - ・広域移動時の交通費の支給 等
- 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
 - ・補助対象範囲を超えた相談員の配置や支援人材養成研修の開催
 - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充
 - ・正規雇用化に向けた雇用関連助成金の上乗せ 等

事業スキーム



ひきこもり地域支援センターの取組

ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

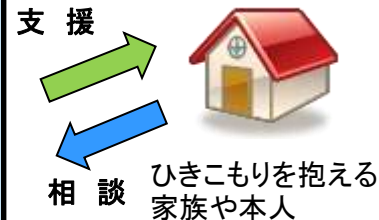
令和4年度予算額：
ひきこもり支援推進事業 17.6億円の内数



ひきこもり地域支援センター

【実施主体】都道府県、指定都市（NPO等への事業委託可能）
 <令和2年度実施状況>
 直営：27自治体、直営（一部委託）：18自治体、委託：22自治体
 ※全ての都道府県・指定都市（67自治体）で実施

- ひきこもりに特化した相談窓口（専門的な支援）
- ひきこもり支援コーディネーター（※）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ（自立への支援）
 ※ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士 等
- 関係機関との連携（包括的な支援体制の構築）
- ひきこもりに関する普及、啓発（情報発信）
- ひきこもり支援機関・市町村への後方支援（市町村での支援の充実・強化）



民間団体
 家族会
 NPO法人
 民間カウンセラー

保健医療関係
 医療機関
 保健所
 保健センター

教育関係
 学校 教育委員会

就労関係
 地域若者支援センター
 ハローワーク
 障害者雇用促進関連施設

関係機関との連携・後方支援

福祉、行政関係
 福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター
 児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター
 発達障害者支援センター 子ども・若者総合相談センター
 自立相談支援機関



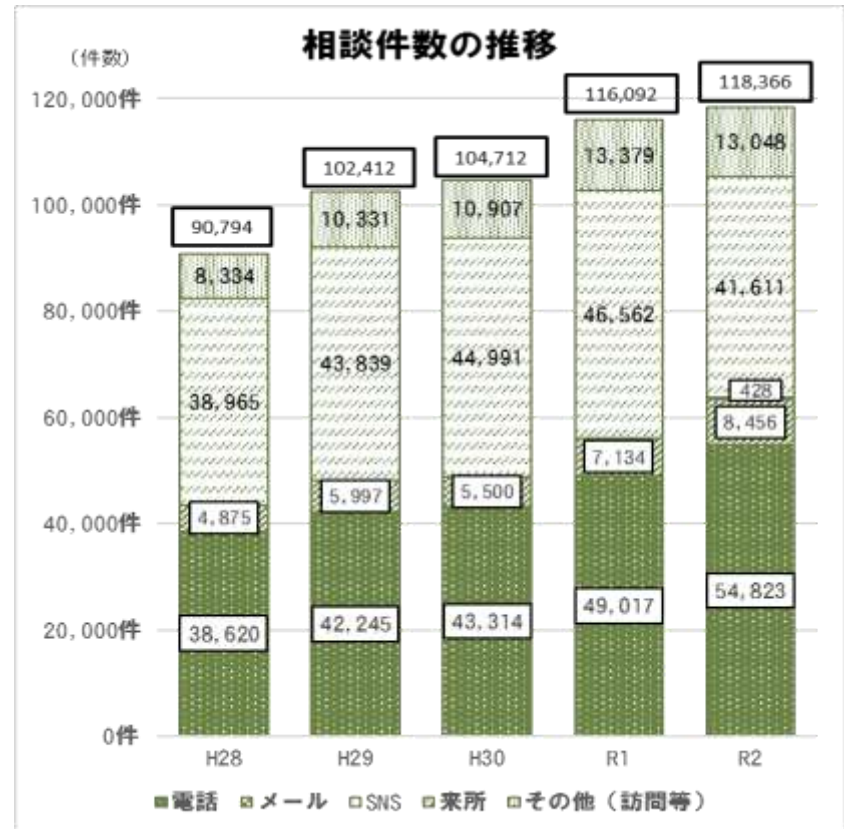
平成21年度から整備を開始
平成30年度に全ての都道府県・指定都市へ設置が完了

ひきこもり地域支援センターについて -相談実績-

令和2年度相談件数

(件数)

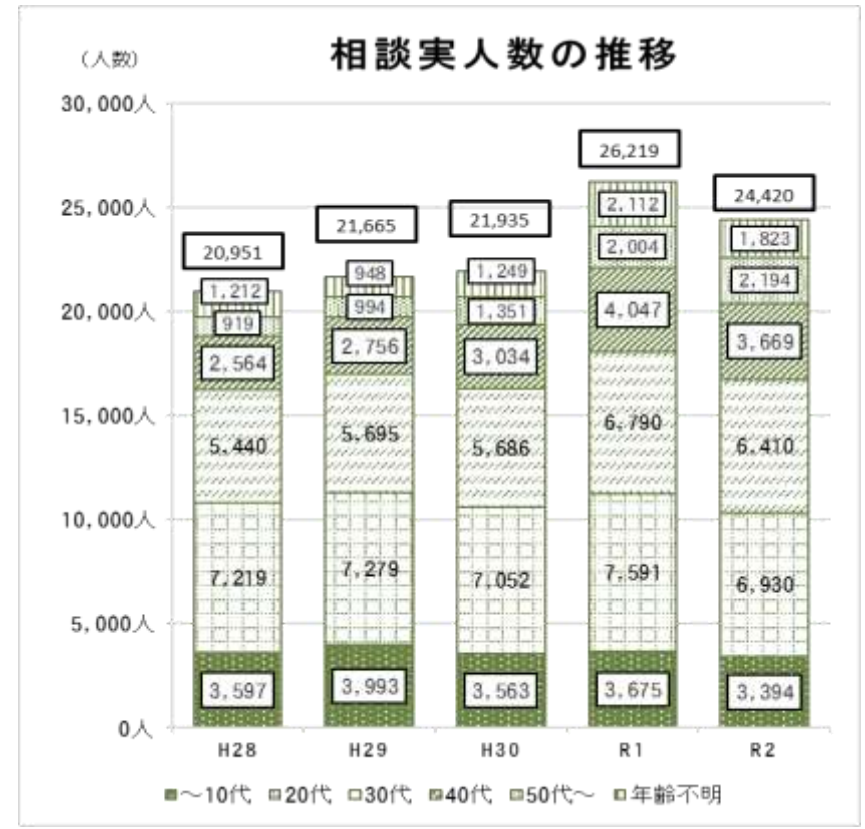
| 合計 | 電話 | メール | SNS | 来所 | その他(訪問等) |
|---------|--------|-------|-----|--------|----------|
| 118,366 | 54,823 | 8,456 | 428 | 41,611 | 13,048 |



令和2年度相談実人数

(人数)

| 合計 | ～10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代～ | 年齢不明 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 24,420 | 3,394 | 6,930 | 6,410 | 3,669 | 2,194 | 1,823 |



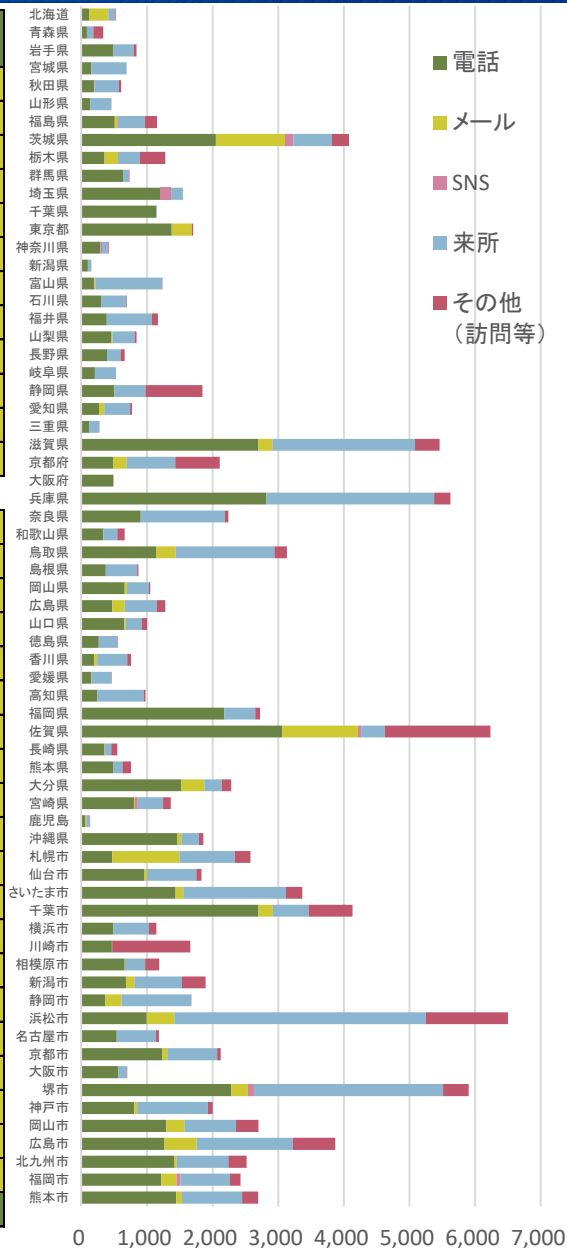
※SNSによる相談件数は令和2年度から集計

ひきこもり地域支援センター 自治体別相談件数(令和2年度)

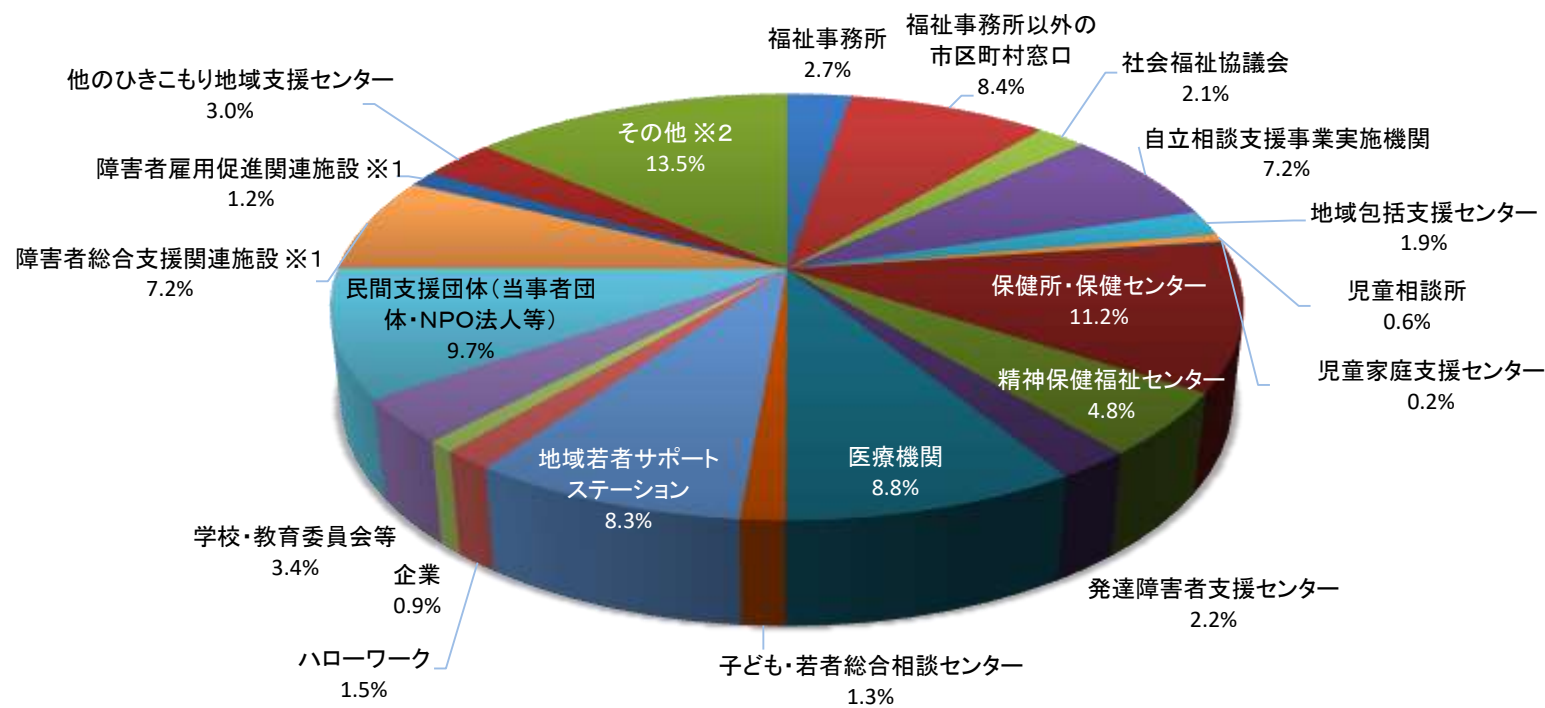
| | 電話 | メール | SNS | 来所 | その他(訪問等) | 合計 |
|------|-------|-------|-----|-------|----------|-------|
| 北海道 | 120 | 289 | 1 | 100 | 14 | 524 |
| 青森県 | 87 | 0 | 0 | 97 | 149 | 333 |
| 岩手県 | 492 | 0 | 0 | 306 | 43 | 841 |
| 宮城県 | 154 | 0 | 0 | 538 | 0 | 692 |
| 秋田県 | 195 | 0 | 7 | 372 | 33 | 607 |
| 山形県 | 135 | 0 | 0 | 327 | 0 | 462 |
| 福島県 | 510 | 37 | 13 | 408 | 184 | 1,152 |
| 茨城県 | 2,050 | 1,054 | 126 | 583 | 265 | 4,078 |
| 栃木県 | 353 | 204 | 0 | 331 | 391 | 1,279 |
| 群馬県 | 639 | 0 | 0 | 87 | 6 | 732 |
| 埼玉県 | 1,206 | 156 | 4 | 180 | 0 | 1,546 |
| 千葉県 | 1,144 | 0 | 0 | 8 | 0 | 1,152 |
| 東京都 | 1,379 | 308 | 0 | 0 | 18 | 1,705 |
| 神奈川県 | 290 | 0 | 24 | 88 | 13 | 415 |
| 新潟県 | 101 | 0 | 0 | 53 | 0 | 154 |
| 富山県 | 195 | 17 | 0 | 1,021 | 1 | 1,234 |
| 石川県 | 298 | 2 | 0 | 387 | 6 | 693 |
| 福井県 | 388 | 0 | 0 | 685 | 97 | 1,170 |
| 山梨県 | 463 | 11 | 0 | 338 | 27 | 839 |
| 長野県 | 395 | 0 | 0 | 201 | 65 | 661 |
| 岐阜県 | 206 | 0 | 0 | 325 | 0 | 531 |
| 静岡県 | 507 | 0 | 0 | 472 | 869 | 1,848 |
| 愛知県 | 270 | 77 | 0 | 399 | 25 | 771 |
| 三重県 | 122 | 0 | 0 | 149 | 7 | 278 |
| 滋賀県 | 2,695 | 217 | 5 | 2,167 | 373 | 5,457 |
| 京都府 | 487 | 202 | 0 | 744 | 675 | 2,108 |
| 大阪府 | 488 | 0 | 0 | 0 | 0 | 488 |
| 兵庫県 | 2,819 | 0 | 0 | 2,556 | 251 | 5,626 |
| 奈良県 | 905 | 0 | 0 | 1,283 | 52 | 2,240 |
| 和歌山県 | 332 | 0 | 0 | 217 | 112 | 661 |
| 鳥取県 | 1,137 | 300 | 0 | 1,507 | 190 | 3,134 |
| 島根県 | 374 | 0 | 0 | 476 | 22 | 872 |
| 岡山県 | 661 | 32 | 0 | 339 | 19 | 1,051 |
| 広島県 | 471 | 192 | 0 | 492 | 127 | 1,282 |
| 山口県 | 655 | 22 | 0 | 240 | 83 | 1,000 |

| | 電話 | メール | SNS | 来所 | その他(訪問等) | 合計 |
|------|-------|-------|-----|-----|----------|-------|
| 徳島県 | 267 | 0 | 0 | 289 | 1 | 557 |
| 香川県 | 200 | 41 | 0 | 458 | 60 | 759 |
| 愛媛県 | 155 | 3 | 0 | 305 | 3 | 466 |
| 高知県 | 249 | 0 | 0 | 704 | 26 | 979 |
| 福岡県 | 2,175 | 0 | 2 | 472 | 72 | 2,721 |
| 佐賀県 | 3,058 | 1,159 | 45 | 364 | 1,608 | 6,234 |
| 長崎県 | 355 | 2 | 0 | 98 | 92 | 547 |
| 熊本県 | 488 | 0 | 0 | 137 | 133 | 758 |
| 大分県 | 1,524 | 349 | 0 | 265 | 148 | 2,286 |
| 宮崎県 | 801 | 17 | 45 | 384 | 116 | 1,363 |
| 鹿児島県 | 57 | 21 | 0 | 53 | 5 | 136 |
| 沖縄県 | 1,467 | 56 | 0 | 268 | 71 | 1,862 |

| | 電話 | メール | SNS | 来所 | その他(訪問等) | 合計 |
|-------|--------|-------|-----|--------|----------|---------|
| 札幌市 | 472 | 1,023 | 0 | 842 | 238 | 2,575 |
| 仙台市 | 962 | 40 | 0 | 753 | 78 | 1,833 |
| さいたま市 | 1,438 | 113 | 0 | 1,565 | 252 | 3,368 |
| 千葉市 | 2,700 | 218 | 0 | 544 | 671 | 4,133 |
| 横浜市 | 490 | 0 | 0 | 542 | 110 | 1,142 |
| 川崎市 | 465 | 4 | 0 | 2 | 1,187 | 1,658 |
| 相模原市 | 662 | 4 | 0 | 307 | 213 | 1,186 |
| 新潟市 | 682 | 127 | 4 | 719 | 363 | 1,895 |
| 静岡市 | 364 | 246 | 0 | 1,071 | 0 | 1,681 |
| 浜松市 | 996 | 419 | 0 | 3,834 | 1,251 | 6,500 |
| 名古屋市 | 539 | 0 | 0 | 599 | 45 | 1,183 |
| 京都市 | 1,237 | 71 | 0 | 760 | 54 | 2,122 |
| 大阪市 | 565 | 0 | 0 | 131 | 2 | 698 |
| 堺市 | 2,285 | 252 | 95 | 2,880 | 390 | 5,902 |
| 神戸市 | 809 | 41 | 0 | 1,078 | 72 | 2,000 |
| 岡山市 | 1,296 | 275 | 0 | 786 | 341 | 2,698 |
| 広島市 | 1,260 | 498 | 0 | 1,464 | 648 | 3,870 |
| 北九州市 | 1,422 | 33 | 0 | 787 | 275 | 2,517 |
| 福岡市 | 1,216 | 235 | 57 | 756 | 161 | 2,425 |
| 熊本市 | 1,444 | 89 | 0 | 918 | 245 | 2,696 |
| 合計 | 54,823 | 8,456 | 428 | 41,611 | 13,048 | 118,366 |



ひきこもり地域支援センター 関係機関へのつなぎ件数(令和2年度)



(件)

| 関係機関 | 福祉事務所 | 福祉事務所以外の市区町村窓口 | 社会福祉協議会 | 自立相談支援事業実施機関 | 地域包括支援センター | 児童相談所 | 児童家庭支援センター | 保健所・保健センター | 精神保健福祉センター | 発達障害者支援センター | 医療機関 | 子ども・若者総合相談センター | 地域若者サポートステーション | ハローワーク | 企業 | 学校・教育委員会等 | 民間支援団体(当事者団体・NPO法人等) | 障害者総合支援関連施設 ※1 | 障害者雇用促進関連施設 ※1 | 他のひきこもり地域支援センター | その他 ※2 | 総計 |
|------|-------|----------------|---------|--------------|------------|-------|------------|------------|------------|-------------|------|----------------|----------------|--------|------|-----------|----------------------|----------------|----------------|-----------------|--------|-------|
| 件数 | 167 | 521 | 129 | 443 | 117 | 35 | 11 | 692 | 299 | 139 | 547 | 82 | 514 | 93 | 53 | 210 | 598 | 446 | 73 | 188 | 837 | 6,194 |
| 率 | 2.7% | 8.4% | 2.1% | 7.2% | 1.9% | 0.6% | 0.2% | 11.2% | 4.8% | 2.2% | 8.8% | 1.3% | 8.3% | 1.5% | 0.9% | 3.4% | 9.7% | 7.2% | 1.2% | 3.0% | 13.5% | |

※1 根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理
 ・ 障害者総合支援法: 就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等
 ・ 障害者雇用促進法: 障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

※2 その他機関の例… 警察署、訪問看護ステーション、法テラス、弁護士、社会保険労務士、フリースペース、ジョブカフェ、フリースクール、通信制高校、民間カウンセリング機関、国際交流センター、消費生活支援センター等

生活困窮者自立支援制度との関係

生活困窮者自立支援法の改正（平成30年施行）

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

（基本理念）

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、**地域社会との関係性**その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年施行]

（地域福祉の推進）

第4条（略）

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

ひきこもりの状態にある方への自立相談支援機関における対応（通知）

令和元年6月14日付け社援地発0614第1号
各都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長あて
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について ～抄～

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

- 1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢
 - ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること
- 2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項
 - ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
 - ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
 - ・ 支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと

※別途、ひきこもり地域支援センターあてに、自立相談支援機関への積極的な支援について通知

就職氷河期世代支援の取組 (プラットフォームづくり)

I

課題

- いわゆる就職氷河期世代は、概ね1993年～2004年に学校卒業期を迎えた世代（2021年4月現在、**大卒で概ね39～50歳、高卒で概ね35歳～46歳**）であり、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。**
(原因) 学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢（特に35歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、**安定した職業に転職する機会が制約されやすい。**
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤等が脆弱。**

II

これまでの経緯

- 平成31年3月27日及び4月10日、経済財政諮問会議において、安倍総理から「就職氷河期世代への対応が重要であり、活躍の場を更に広げるための3年間の集中プログラム」を取りまとめるよう指示。
- 令和元年5月29日、「**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**」をとりまとめ。
- 令和元年6月21日に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「**就職氷河期世代支援プログラム**」に上記プランの内容が盛り込まれるとともに、政府全体の目標として、「3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、**同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す**」こととされた。
- 令和元年7月31日、内閣官房が「就職氷河期世代支援推進室」を設置し、11月26日には、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム（議長：全世代型社会保障改革担当大臣、副議長：厚労大臣、構成員：関係大臣、支援団体、労使、地方の代表団体、有識者など）」を開催。 ※令和2年6月29日に第2回を開催。
- 令和元年12月23日、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援プログラム」に盛り込まれた各施策を具体化した「**就職氷河期世代支援に関する行動計画2019**」をとりまとめ。

Ⅲ 主な支援対象

- ◆ **不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）**（約50万人程度）
- ◆ **長期にわたり無業の状態にある方**（約40万人程度）
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方**（ひきこもりの方など）（推計は困難）

Ⅳ 主な取組

➤ **地域ごとのプラットフォームの形成・活用**

- 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
- **市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進**

- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ **不安定な就労状態にある方**

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 短期資格等習得コースにおいて、働きながらでも受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充等

◆ **長期にわたり無業の状態にある方**

- 地域若者サポートステーション（サポステ）において、支援対象を49歳にまで拡大し、相談体制を整備
- サポステから生活困窮者自立支援窓口や福祉事務所等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）の実施

◆ **社会参加に向けた支援を必要とする方**

- ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加え、社会とのつながりを回復できた好事例の周知
- 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置するほか、生活困窮者の受入理解のある企業の開拓等
- 中高年のひきこもり状態にある者への就労に限らない多様な社会参加の場の確保等
- 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯への他機関協働による支援体制の拡充

就職氷河期世代支援に関する行動計画2021の概要

(令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」は、令和2年度からの3年間を集中的に取り組むべき期間と定め、就職氷河期世代の就労支援や社会参加支援を行うこととした。
- 就職氷河期世代支援に関する行動計画は、同プログラムを踏まえた具体的な施策について、関係者の連携の推進、就労支援、社会参加支援、その他の取組に分けて記載している。毎年12月を目途に来年度政府予算案などを踏まえた改定を行っている。

●プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
 - ・毎年、全国プラットフォームにおいて取組状況をフォローアップし、施策の改善・見直しを実施
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、先進的・積極的な支援に取り組む自治体等を後押し



●相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ・ハローワークにおいて就職氷河期世代の相談等に対応する専門窓口の体制を拡充。担当者によるチーム支援を実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
 - ・就職に直結する資格習得に向けた支援、リカレント教育に関する大学等の取組の支援、地域のデジタル人材の育成・確保 等
- 企業への助成
 - ・企業への採用インセンティブのため、就職氷河期世代を雇用した場合等に助成金を支給

●個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
 - ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - ・地域若者サポートステーションの支援の充実
 - ・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
- 支援の輪の拡大
 - ・身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実
 - ・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
 - ・8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進 等

●その他の取組

- ・就職氷河期世代支援に関する積極的な広報の実施
- ・国家公務員・地方公務員の中途採用の促進 等

ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援 ～就職氷河期世代支援 市町村プラットフォーム～

- 就職氷河期世代支援の推進に当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援体制の構築に向けて、**全ての市区町村に対し、原則、令和3年度末までに①～③の取組を要請** (R2.10.27通知)

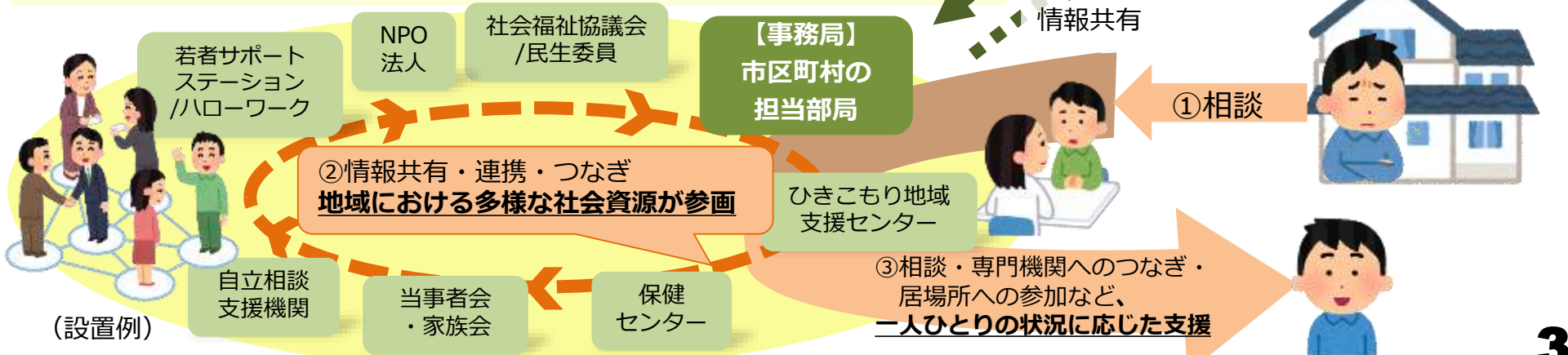
- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるための **ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための **支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための **市町村プラットフォームの設置・運営**

【就職氷河期世代支援に関する行動計画2020】
市町村プラットフォームについては、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すとともに、小規模な自治体は広域で設置する等の工夫もこらしながら、原則、令和3年度内の設置を・運営を目指す。

【市町村プラットフォーム】

新たな会議体の設置を求めるものではなく、

- ・ **既存の会議体の活用** (自立支援調整会議、地域ケア会議等)
- ・ 各機関の **担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有できる関係性の構築**によるプラットフォームの設置・運営を想定 (小規模自治体は広域での設置も可)

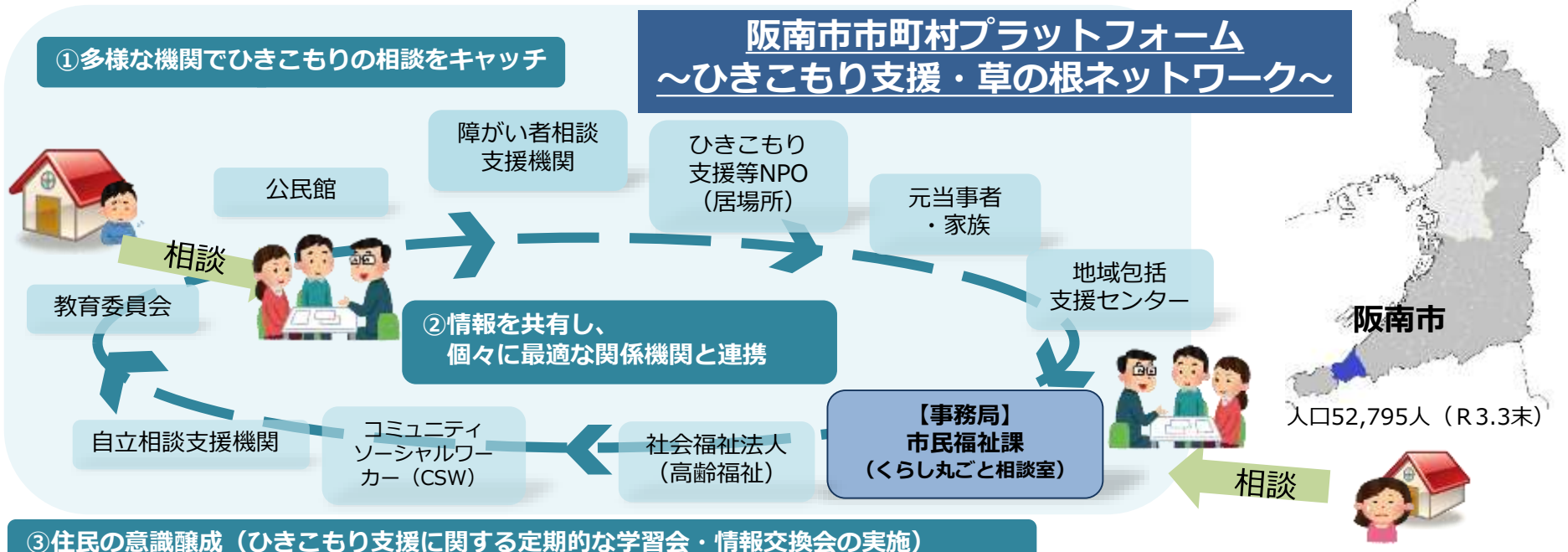


大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～



- 大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、共生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- 市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の入口と多様な支援の選択肢を用意

阪南市市町村プラットフォーム ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～



支援に関する学習会・情報交換会を月1回程度実施
〈テーマ〉ひきこもり元当事者から学ぶ、地域における「居場所」作り、社会資源の活用と事業運営(継続支援)等

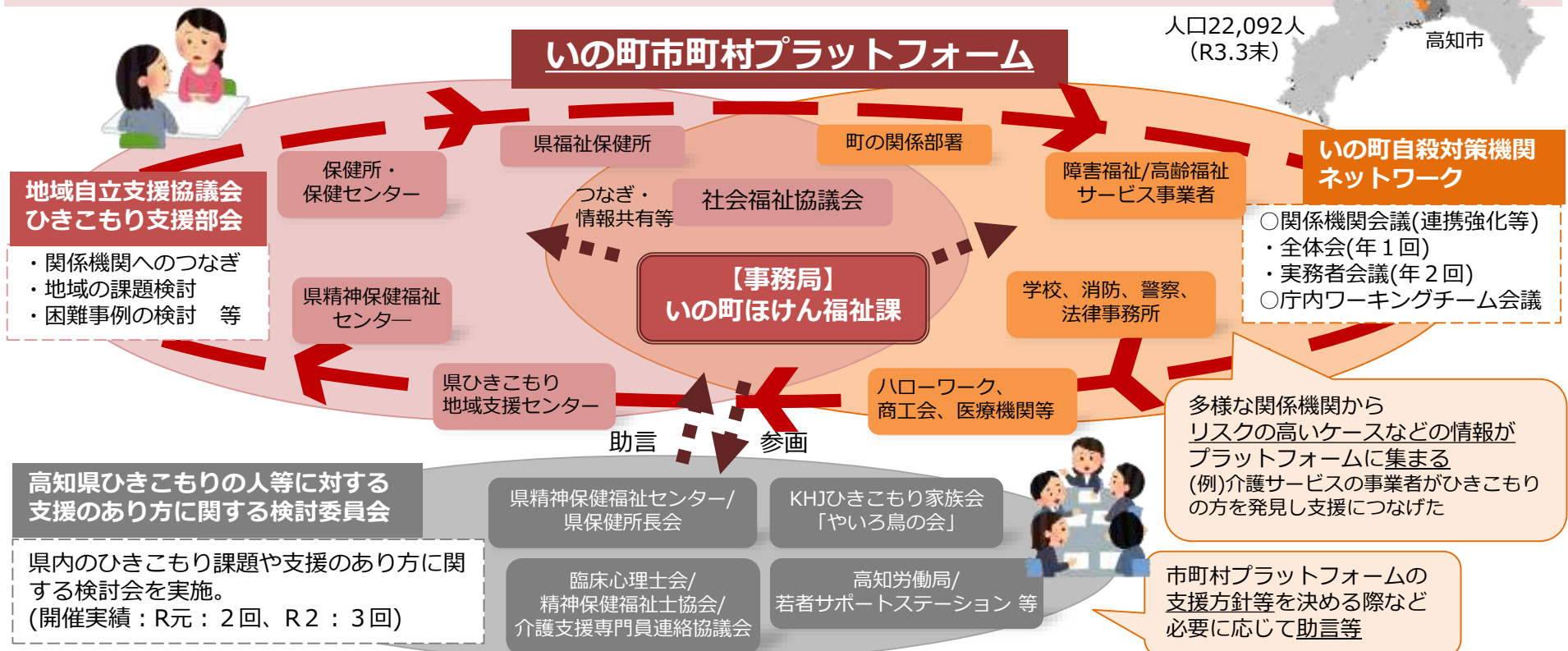
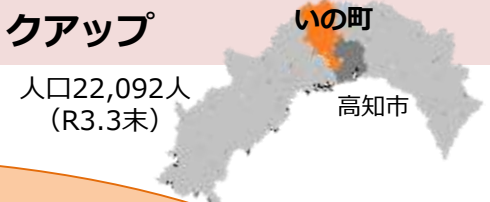
厚生労働省作成

ワン
ポイント

- ・イベント（ひきこもり支援実践講座）を契機としたプラットフォーム（ネットワーク）の構築
- ・NPO法人が運営する居場所の利用、民間事業所での就労体験など、個々に最適な支援を提供できる多様な関係機関との連携

高知県のいの町の市町村プラットフォームの取組

- 高知県のいの町では、従来から設置していたネットワーク「地域自立支援協議会（ひきこもり支援部会）」と「いの町自殺対策機関ネットワーク」を、就職氷河期世代支援の市町村プラットフォームとして活用
- 双方のネットワークの多様な関係機関による連携の下、様々な社会資源を活用できる支援体制を構築
- 高知県の「ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」がバックアップ



厚生労働省作成

- ワンポイント**
- ・ 既存のネットワークを活用したプラットフォームの構築
 - ・ 「いの町ほけん福祉課」がハブとなって、双方のネットワークの関係機関を活用
 - ・ 高知県の検討委員会のメンバーによるバックアップにより、分厚い支援体制を構築

今、自治体にお願いしていること

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築〔支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施〕
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること**
 - ・管内市区町村における
 - ・ひきこもり支援の取組状況の把握〔市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携〕
 - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進〔市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施〕
 - ・取組の横展開
 - ・庁内及び関係者との調整への支援
 - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況(令和2年度)

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

※ 令和3年3月末日時点
調査対象 1,741市区町村

相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体のうち**1,053**自治体（**60.5%**）

| | 指定都市 | 中核市 | 市・区 | 町・村 | 合計 |
|-----------------------|---------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--|
| 明確化している自治体数 | 20 / 20 (100.0%) | 51 / 60 (85.0%) | 494 / 735 (67.2%) | 488 / 926 (52.7%) | 1,053 / 1,741 (60.5%) |
| 《参考》 令和2年5月時点の自治体数 | 20 / 20 (100.0%) | 47 / 60 (78.3%) | 448 / 735 (61.0%) | 459 / 926 (49.6%) | 974 / 1,741 (55.9%) |

- ・相談窓口を明確化していない688自治体のうち、令和3年度中に明確化を予定している自治体は**301**自治体

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(2) 相談窓口の周知状況

相談窓口を明確化している自治体のうち、相談窓口を周知している自治体は**790**自治体（**75.0%**）

| | 指定都市 | 中核市 | 市・区 | 町・村 | 合計 |
|-----------------------|---------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------|
| うち、周知している自治体数 | 20 / 20 (100.0%) | 49 / 51 (96.1%) | 420 / 494 (85.0%) | 301 / 488 (61.7%) | 790 / 1,053 (75.0%) |
| 全自治体数に占める割合 | (100.0%) | (81.7%) | (57.1%) | (32.5%) | (45.4%) |
| 《参考》 令和2年5月時点の自治体数 | 20 / 20 (100.0%) | 41 / 47 (87.2%) | 373 / 448 (83.3%) | 242 / 459 (52.7%) | 676 / 974 (69.4%) |

- ・相談窓口を明確化していて周知していない263自治体のうち、令和3年度中に周知を予定している自治体は**132**自治体
- ・令和3年度中に相談窓口の明確化を予定している301自治体のうち、令和3年度中に周知を予定している自治体は**251**自治体（合計**383**自治体）

(3) 窓口の周知方法(複数回答)

| | |
|-------------------------------|-----|
| ① 行政機関が発行する広報紙にリーフレット等を折り込み | 88 |
| ② 行政機関が発行する広報紙に窓口情報を掲載 | 468 |
| ③ 民間が発行するコミュニティ紙にリーフレット等を折り込み | 15 |
| ④ 自治会の回覧板にて回覧・配布 | 57 |
| ⑤ 訪問してリーフレット等を配布 | 67 |
| ⑥ 郵送してリーフレット等を配布 | 31 |
| ⑦ 窓口及び関係機関でのリーフレット等の設置・配布 | 457 |
| ⑧ ホームページで周知 | 432 |
| ⑨ その他※2 | 157 |

※2 その他の例・・・
民生委員等による案内、小・中・高校への配布、住民あてメールで案内、研修会・講演会等で周知等

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果(令和2年度)

※ 調査時点 令和3年3月末
 調査対象 47都道府県
 1,741市区町村

■実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

| 区分 | 都道府県 | 市区町村 | | | 合計 | |
|---------------------------|--------------------|------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| | | 指定都市 | 一般市・区 | 町村 | | |
| 自治体数 | 33 / 47 (70.2%) | 484 / 1,741 (27.8%) | 12 / 20 (60.0%) | 238 / 795 (29.9%) | 234 / 926 (25.3%) | 517 / 1,788 (28.9%) |
| 《参考》 令和2年5月 時点の自治体数 | 26 / 47 (55.3%) | 371 / 1,741 (21.3%) | 10 / 20 (50.0%) | 188 / 795 (23.6%) | 173 / 926 (18.7%) | 397 / 1,788 (22.2%) |

調査を実施していない自治体のうち、**95自治体**が令和3年度中に調査を実施予定

■調査方法 ※ () は、調査実施自治体数(n=517)に占める割合

| 調査方法 | 民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り) | 保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り) | 標本調査 (無作為抽出によるアンケート) | 全戸調査 (アンケート) | その他 (当事者からの聞き取り、 住民からの連絡など) |
|------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 自治体数 | 393 (76.0%) | 105 (20.3%) | 46 (8.9%) | 10 (1.9%) | 16 (3.1%) |

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和3年3月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置状況（令和3年度速報値）

令和3年度末時点で**979**市区町村（**56.2%**）が設置済

※ 調査時点 令和4年3月末
調査対象 1,741市区町村

(1) 市町村プラットフォームの設置状況

| | 市・区 | 町・村 | 合計 |
|-----------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 設置している自治体 | 479 / 815 (58.8%) | 500 / 926 (54.0%) | 979 / 1,741 (56.2%) |

令和2年度末
589市町村
(33.8%)

(2) 既設置の市町村プラットフォームの所管課（n=537）※一部所管課の記載がなかった調査票がある。

- ・福祉関係部局が所管課となっている場合が88.3%で最も多い。
- ・保健関係部局、子ども関係部局、教育関係部局、経済関係部局が所管課となっている例や、複数の部局が共同で所管課となっている例もあった。

| | | 所管課の例 | | 所管課の例 | |
|---------|----------------|------------------------------------|---------|--------------|-----------------------------------|
| 福祉関係部局 | 474 (88.3%) | 福祉課、保護課、社会福祉課、福祉事務所 保健福祉課、健康福祉課 | 子ども関係部局 | 10 (1.9%) | 子ども未来課、青少年育成課、発達支援課 |
| 障害福祉担当課 | 12 | 障害福祉課、精神保健課 | 教育関係部局 | 9 (1.7%) | 教育委員会、生涯学習課 |
| 保健関係部局 | 24 (4.5%) | 健康増進課、保健医療課、保健所 | 経済関係部局 | 3 (0.6%) | 商工観光課、商工業振興課、労働政策課 |
| | | | 複数部局 | 17 (3.2%) | 福祉総務課+児童青少年課 町民課+保健福祉課+ふるさと創生課 |

※厚生労働省において、調査票に記載された所管課の名称から想定される部局に振り分けたもの。

(3) 既設置の市町村プラットフォームの構成団体

| | 構成団体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ※ 複数回答可 |
|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------|
| | ひきこもり地域支援C | 自立相談支援機関 | 就労準備支援機関 | 精神保健福祉C | 保健所・保健福祉C | 基幹相談支援C等 | 発達障害者支援C | 地域包括支援C | ハローワーク | サポステ | 社会福祉協議会 | 民生・児童委員 | 社福、NPO法人 | 当事者会 家族会 | 学校、 教育機関 | 警察署 | 弁護士会 | 保護司会 | 企業等 | |
| 市・区 (n=300) | 84 (28%) | 212 (70.7%) | 133 (44.3%) | 45 (15%) | 187 (62.3%) | 136 (45.3%) | 44 (14.7%) | 166 (55.3%) | 157 (52.3%) | 108 (36%) | 237 (79%) | 129 (43%) | 127 (42.3%) | 46 (15.3%) | 134 (44.7%) | 37 (12.3%) | 27 (9%) | 14 (4.7%) | 14 (4.7%) | |
| 町・村 (n=289) | 33 (11.4%) | 116 (40.1%) | 56 (19.4%) | 34 (11.8%) | 146 (50.5%) | 94 (32.5%) | 33 (11.4%) | 175 (60.6%) | 63 (21.8%) | 56 (19.4%) | 215 (74.4%) | 158 (54.7%) | 95 (32.9%) | 17 (5.9%) | 119 (41.2%) | 57 (19.7%) | 12 (4.2%) | 18 (6.2%) | 30 (10.4%) | |

※その他として次の回答例があった：医療機関、医師会、児童相談所、司法書士会、商工会議所、商工会、自治会、ボランティア団体 など

【参考】自治体のひきこもり支援の取組例

ひきこもり地域支援センターの取組例(大分県)

○平成19年度に設置した「青少年自立支援センター」を、平成21年度からひきこもり地域支援センターとして運営。
平成29年度からはNPO法人おおいた子ども支援ネットに委託して実施。

○平成27年度に、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に対するワンストップ窓口として、「おおいた青少年総合相談所」を設置。

※子ども・若者総合相談、ひきこもり地域支援センター、サポステ、児童養護アフターケアセンターを一体的に運営。

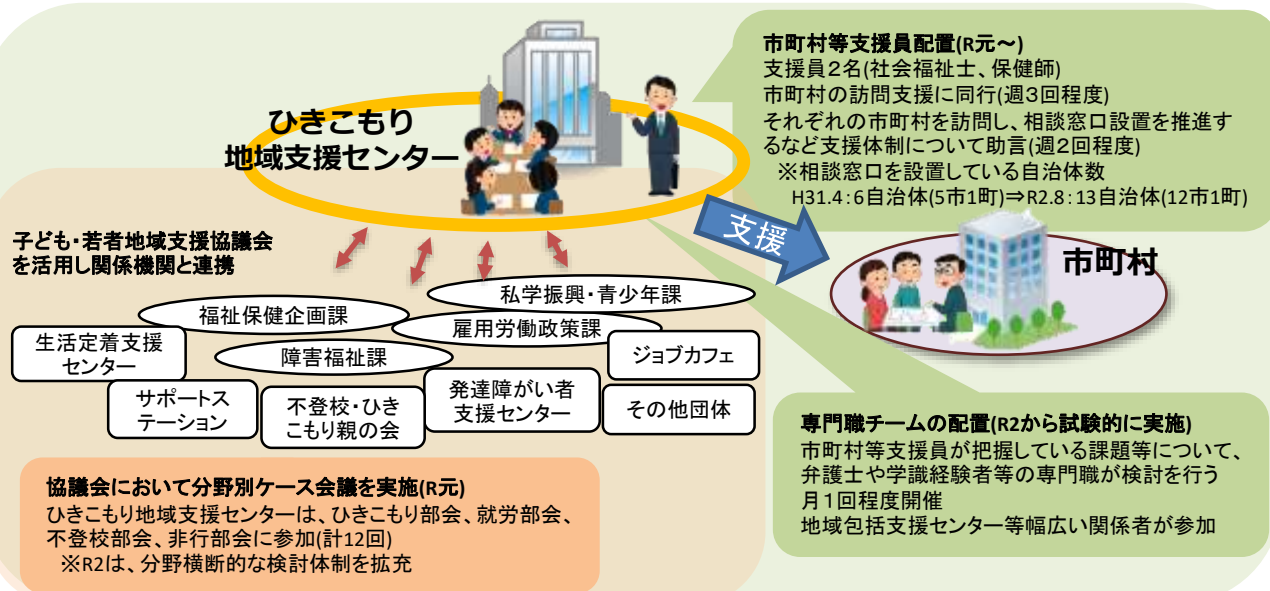
○平成29年度から令和元年度にかけて、県単独の委託事業として、「不登校・ひきこもり親の会」の新規立ち上げ・運営支援を実施。

※生活圏域の中で親の会に参加できるように、新規立ち上げを推進。(H28: 11団体⇒R元: 15団体) 全15団体が参加し情報交換等を行うネットワークが活動中。



おおいた青少年総合相談所

大分県のひきこもり支援体制図 人口：112.7万人(R2.4時点) 18市町村(14市、3町、1村)



相談実績(R元)
※延べ件数

電話相談：862件
来所相談：277件
訪問支援件数：211回
実訪問人数：63人

サポーター活動支援(R元)

サポーター養成研修を県主催で実施(計3回)
2回以上受講者⇒サポーター登録
R元登録者数：30名
市町村ごとに派遣可能なサポーターリストを作成し、市町村に提供。
自治体が独自で行う研修会等に活用。

居場所の取組事例

自助グループ「フリーダム」
大分県「こころとからだの相談支援センター」内で活動
当事者が自主的に運営
フリートーク、映画鑑賞など
月1回、参加料無料



ひきこもり実態調査結果(H30.4実施)

調査方法：

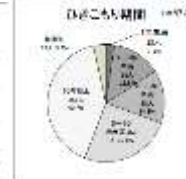
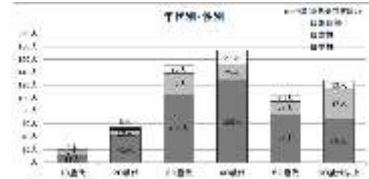
県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員全員に対するアンケート

調査結果：(有効回収率69.9%)

該当者総数：637人

人口に占める割合：0.06%

※内閣府調査：0.9%(狭義)



ひきこもり状態にある方の高齢化、長期化の傾向が見られる

⇒県庁関係部局から構成されるひきこもり対策プロジェクトチームを設置(H30.8-H30.12)

- ・相談機関の役割の明確化と相談支援の充実
- ・市町村等地域との連携
- ・支援の充実と関係機関とのネットワークの強化を図る

ひきこもり地域支援センターの取組例(堺市)

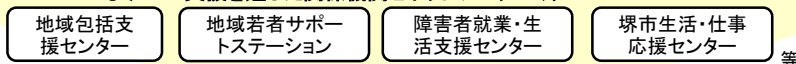
- 成人期
 - 平成18年に「こころの健康センター」を開設して、ひきこもりの専門相談を開始。その後、グループワークや家族教室等の取組を実施。
 - 平成23年5月にこころの健康センター内に、ひきこもり地域支援センター(成人期:15歳以上)を開設し、ひきこもり相談専用電話を設置。その後、ひきこもり市民講演会やひきこもりサポーター養成、派遣等、取組を拡大。
 - 令和2年度に、8050問題等への対応のため、ユースサポートセンターとの分担を見直し、対象年齢を40歳以上に見直した。
- 児童期
 - 平成23年1月に、堺市ユースサポートセンター(子ども・若者総合相談センター)を開設し、ひきこもり地域支援センター(児童期:0歳~39歳)の運用を開始。
 - 令和2年度に、8050問題等への対応のため、こころの健康センターとの分担を見直し、対象年齢を0歳~49歳に見直した。

人口:831,949人(令和2年10月末時点)
 *ひきこもり状態にある方の推計値
 ・満15~39歳:3,400人
 ・満40~64歳:4,000人

- 情報発信
 - ・市広報、HP、リーフレット
- 普及啓発
 - ・出前講座、講演会、支援者向け研修

- 子ども・若者地域支援協議会を活用した関係機関との連携
 - ・相談機関、就労機関、教育関係機関が参加する協議会
 - ・実務者会議(令和元年度実績:6回)、代表者会議(令和元年度実績:1回)

○ケース支援を通じた関係機関とネットワークづくり



○電話・来所・訪問による個別相談・ケースワーク相談実績(令和元年度)

相談実績(令和元年度)

◆相談実人数

令和元年度 **577**

◆相談延べ件数実績

| | 合計 | 電話 | 来所相談 | 家庭訪問 | 所外面接 | 手紙 | メール |
|-------|--------------|-------|--------------|------|------|----|-----|
| 令和元年度 | 4,996 | 1,236 | 2,999 | 224 | 199 | 60 | 278 |

ひきこもり相談件数の推移(15歳中学卒~)



○ひきこもり相談専用電話

平日AM10:00~12:00

※令和元年度実績:68件

ひきこもり地域支援センター



◆こころの健康センター(成人期)

- ・精神保健福祉士、心理士、保健師が相談対応
- ・精神科医師の意見を踏まえた支援

◆ユースサポートセンター(児童期)

- ・困難を有する子ども、若者、ご家族等の総合相談窓口
- ・地域若者サポートセンター機能も併設

①家族支援

②本人支援

④社会参加支援

③集団支援

○本人へのグループワーク「サカイ式すべらないグループワーク(SSG)」
 常設のグループワークは実施せず、対象者のニーズに即したテーマのイベントの集合体として実施

- ・体験ボランティア
- ・学びの講座
- ・健康保持
- ・園芸野菜づくり
- ・居場所
- ・女性のためのGW
- ・サポーター企画
- など

※令和元年度実績:139回開催、延べ参加数612名

○家族教室

- ・基礎知識
- ・アンガーマネジメント
- ・生活の知恵
- ・体験談
- など

○家族交流会(分かち合い)

○多様な主体と連携した社会参加支援

- ・ハローワーク
- ・生活・仕事応援センター
- ・若者サポートステーション
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- 等

○就労以外の社会参加支援

- ・ピアサポーター
- ・ボランティア
- ・健康維持
- ・自助組織運営(OBOG会)
- ・家族介護
- ・職業訓練求職活動
- 等

○ピアサポーター養成

- ・堺市ユース・ピアサポーター養成派遣事業(H25~)

※令和元年度までの累計
 養成者数:36名

市町村におけるひきこもり支援の取組例(北九州市ひきこもり地域支援センター)

○平成21年度に、北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」を開所。「すてっぷ」への相談件数は年々増加しており、困難ケースも増加。

令和2年度から、各区役所等関係機関との連携強化を図るための職員を1名配置。

○「すてっぷ」では、ひきこもり相談支援コーディネーターによる電話・来所・訪問による相談支援や、フリースペース(居場所)等を実施。居場所は、民間のネットワーク「縁が輪ネットワーク」と連携し、幅広い世代を対象としたものや、40歳代以上の方に限定したもの等を設け、個々の支援対象者に応じて対応。

○平成29年度からは、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のギラヴァンツ北九州と共同で「ギラヴァンツオープンマインドプログラム(GOP)」を実施し、ひきこもりがちな方を対象に、サッカー観戦や運動体験、ボランティア体験等の社会参加の場づくりを実施。

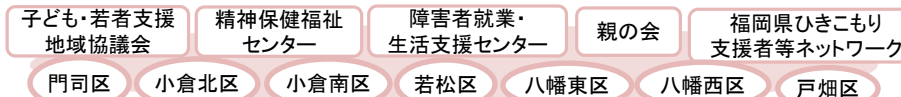
人口:943,793人(登録人口)
(令和3年1月末時点)

相談支援

・臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士が、来所相談、電話相談、訪問相談を実施。
・当事者、家族、友人、親戚、関連機関からの相談を受け付ける。

【相談実績(件)】

| H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,518 | 1,975 | 1,920 | 2,288 | 2,485 |



連携

ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」

※NPO法人へ委託

広報事業

- ・HP(随時更新)・事務局ブログ(随時更新)
- ・メール配信(1回/月)
- ・パンフレット・チラシの配布
- ・Café☆Tera、かふえ☆バロンの情報発信等

縁が輪ネットワーク

地元企業や農園経営者、寺住職、主婦など地域の様々な人で構成された民間ネットワーク。
地域の力を借りた居場所づくりやイベントを実施し、行政の取組と連携。

社会参加に向けた支援

企画・協力

フリースペース(居場所)



- ◆やわらかカフェ: 毎週 火・木
- <「縁側ネット」との共催フリースペース>
- ◆Café☆Tera(月2回 不定期)
 - ・地域支援者(お寺)が、本堂をフリースペースとして開放。
 - ・月1回、インターネットラジオにて、マスターと参加者によるカフェトークを配信。
- ◆かふえ☆バロン(月1回 不定期)
 - ・地域支援者が、自宅をフリースペースとして開放。参加者みんなで料理を作って食べるイベント。
 - ・みんなで手間をかけて作った料理を食べる達成感が人気。
- <40代以上限定フリースペース>
- ◆8K(月2回 不定期)
 - ・40代以上の専用のフリースペース。
 - ・当事者が孤立せず、横のつながりを作る。
 - ・就労に対する不安が強い方への段階的な就労体験。
 - ・2ヶ月に1回程度、飲み会を開催。

イベント・講座



- ◆やわらかひだまりカフェ
 - >「やわらかカフェ」の拡大版
- ◆女性限定フリースペース「レディースカフェ」
- ◆講座・シンポジウム
 - > 専門家や当事者・家族等が登壇

クラブ活動



- ◆イラスト部: 隔週(月/1~3回)
- ◆合唱部:
 - > 課外活動、高齢者施設の慰問
- ◆写真部:
 - > 訪問先: 長崎街道、植物公園、花火大会、写真カフェの開催など
- ◆デジタル工房
 - > イベントのチラシ作成
- ◆アニソンカラオケ大会
 - > アニソンのカラオケ大会

ギラヴァンツオープンマインドプログラム

プロスポーツチーム(ギラヴァンツ北九州)との共同で、スポーツを通して、体を温め、心を開き、参加者同士が繋がり、社会復帰へのきっかけづくりを目的とするプログラム。

「観る」(観戦体験)

心の仕組みやサッカー観戦の講座を実施。解説を聞きながらのギラヴァンツ北九州を応援。



「する」(運動体験)

ギラヴァンツ北九州のコーチの指導による運動プログラム。



「支える」(ボランティア体験)

試合の際に、スタジアム内のゴミの回収やゴミステーションの管理を実施。



平成29年6月~
・実施回数: 15回
・参加延べ人数: 313人

教育分野と福祉分野の連携 - 滋賀県 -

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。



【滋賀県概要】
人口：1,418,886人
(R3.1.1時点)
自治体数：13市6町

滋賀県「令和2年度滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果」

- ◆ひきこもり推計数：約1万3千人（若年層：約6千人、中年層：約7千人）
全人口に占める割合は0.9%
- ◆支援を必要とする方のうち、不登校の経験は約6割にみられ、傷つき体験（いじめ被害、虐待）は約3割にみられた。
- ◆何らかの精神疾患がある方は約4割、発達特性の指摘を受けたことがある方は約3割を占める。

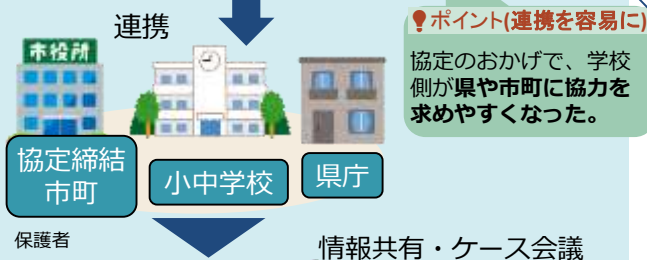
【学校での支援フロー】

1. 県立学校において、児童生徒の不登校事案などの対応が必要な事案が発生



学校外への連携に壁
児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定

2. 必要に応じて市町立学校(出身校)、市町福祉部局、県福祉部局等の関係機関へ連絡



3. 必要に応じて関係機関で情報共有やケース会議を実施

4. 関係機関が連携した支援を実施



【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、**県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて**、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組。令和3年4月に運用開始。

（支援対象者）

- ・不登校および不登校傾向にある者
- ・発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・中途退学および転学等が心配される者
- ・その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

ポイント(スムーズな情報共有)

協定のおかげで情報共有がスムーズになり、**県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった。**

（令和3年度の実施市町）
14市町(全市町数19)

市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要望を受け、**県庁が主導して枠組みを検討**。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育委員会へ、説明を重ね、**広域での取組を実現。**

【協定締結自治体における実際の支援事例】

- 令和3年4月に高校に進学した生徒について、高校から市の発達支援部局に対して協定に基づく連携の申し入れ。
 - 市の発達支援部局が学校を訪問し情報共有。
 - 生徒がGW明けから登校できていなかったため、市の発達支援部局が本人との面談を実施。担任、保護者に情報を共有。
 - 高校と市の発達支援部局が協力して、高校での生徒の様子等を資料にまとめ、市の発達支援部局から医療機関につないだ結果、医療機関で診断を受け、治療が開始。
 - 市の発達支援部局、保護者、学校の3者でケース会議を実施し、家庭と学校でできる取組を確認。
- ※その後、**県教育委員会と市の発達支援部局の関係性が構築され、市の発達支援部局が講師となって、高校教員に対する「合理的配慮」に係る研修会を実施。**

ポイント(相互理解の促進)

連携をきっかけに、**高校（県教育委員会）と市の福祉部局の関係が構築される**。高校に、**福祉的支援の知識やノウハウが広がるきっかけになった。**

基礎自治体におけるひきこもり支援の取組 -岡山県総社市-

〈ポイント〉総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市事業として積極的なひきこもり支援を展開。(総社市社会福祉協議会に委託して実施)



【総社市概要】
人口：69,700人
(R3.7.1時点)

この他、運営部会として
・支援者養成部会
・社会参加推進部会
・就労支援部会
をそれぞれ年2～3回開催

ひきこもり支援等検討委員会 (年2回開催)

社会福祉協議会

民生委員・福祉委員

健康医療課

保健所

生活困窮支援センター協議会

長寿介護課

医師会

NPO (当事者団体)

学校教育課

ハローワーク 等

福祉課

市役所 等

ひきこもり支援センターの運営、計画、推進等にかかることを一体的に検討

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」

障がい者基幹相談支援センター

生活困窮支援センター

総社市社会福祉協議会 (横断的な総合相談支援体制)

障がい者千五百人雇用センター

権利擁護センター

■ 事業 (委託) 内容

- ①相談支援窓口 (ワンタッチ運営)、②サポーター養成、③居場所づくり (ほっとタッチ, ほっとタッチぼえむ運営)、④実態把握、⑤社会参加・就労への支援 (社会福祉士等専門職2名による支援)、⑥関係機関との連携

■ 委託費

R 3年度：19,367千円 (国事業ひきこもり支援推進事業5,000千円, 単市14,367千円)

(委託費の主な内訳)

- ・人件費 (職員1.5+臨時1) … 約10,000千円
- ・居場所の運営費 (借家借上料, 光熱水費等) … 約4,300千円/2ヵ所
- ・検討委員会委員報酬, サポーター養成講座等講師謝礼, サポーター活動費等… 約1,000千円

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収
【把握人数】207人

支援実績 (平成29年4月～令和3年6月)

■ 実相談者数：354人

(10代：79人、20代：68人、30代：72人、40代：61人、50代：30人、60代以上：18人、不明：26人)

<主な相談経路>

- ・本人による相談 132件 (対面114件、電話13件、メール5件)
- ・家族のみによる相談 118件
- ・民生委員からの相談 38件

■ 延べ相談件数：14,907件

- ・訪問：3,003件
- ・来所：6,086件
- ・電話：4,951件
- ・その他 (メール、手紙)：867件

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用のプロセス

H27.8～H28.9

H28.10～H29.3

H29.4～

ひきこもり支援等検討委員会による検討 (センター設置に向けて準備)

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置

ひきこもり支援等検討委員会 (運用・計画審議等)

検討委員会開始

民生委員・福祉委員向け研修会

市内17全地区でひきこもり支援地区懇談会を実施し支援対象者の実態把握

実態把握から得られたデータ分析

センター事業運用

H29.4～ (相談支援、サポーター養成、居場所づくり、実態把握、社会参加・就労支援、ネットワーク構築を一体的に実施)

常設の居場所「ほっとタッチ」開設 (H30.2)

市役所・社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、常設居場所を開設

居場所「ほっとタッチ」等での支援は、専門職に加え、「ひきこもりサポーター」の力を借りて実施



家族会「ほっとタッチの会」設立 (H30.8)

当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図り、リフレッシュできる場をつくり、ひきこもり家族の「孤立」を防ぐ

「居場所」を活用し、毎月1回活動。
(令和3年6月末時点：13家族が参加)



2箇所目の常設の居場所「ほっとタッチぼえむ」開設 (R3.4)

古民家 (一軒家) を借り上げ



ひきこもりサポーターの養成 (R3.6末の登録者数：75人)

ひきこもりサポーター養成講座を年5回実施 (R3は3回)

(当事者・家族・ボランティア等が参加)

サポーター定例ミーティング

(活動を共有し新たな発見等に繋げる)

支援事例

50代後半の男性

(支援前の状態) 離職・転職を繰り返し、対人関係から退職。約4年間、ひきこもり状態。

(支援内容) センター職員が週1回の自宅訪問を繰り返して相談支援を実施。少しずつ、センター職員らと一緒に福祉施設のボランティア活動を体験。

(結果) その後、センター職員も同行しながら求職活動を行い、就職。今では地域の清掃活動やお祭りにも参加。

就労分野と福祉分野の連携 -大阪府豊中市-

〈ポイント〉一人ひとり抱えるハードルは様々。ひきこもり、困窮者など属性にとられることなく、様々な制度、事業を活用して、一人ひとりの適性や意欲に合わせたオーダーメイドの就労支援を実施。

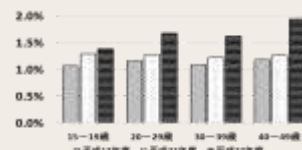


【豊中市概要】

人口：408,736人(R3.4.1時点)

◆平成28年度実施「若い世代の生活に関する調査」
豊中市内在住の満15歳から39歳までの方から無作為抽出して調査
15歳～39歳のひきこもり郡の推計人数2,530人
出現率：1.63%(国調査は1.57%)

【人口に占める非労働力人口(その他)※の割合】



※非労働力人口(その他)…通勤・通学、家事のいずれもしていない人
【出典】国勢調査
⇒H17からH27にかけて年々増加

【主な連携のイメージ】

①多様な支援の入り口

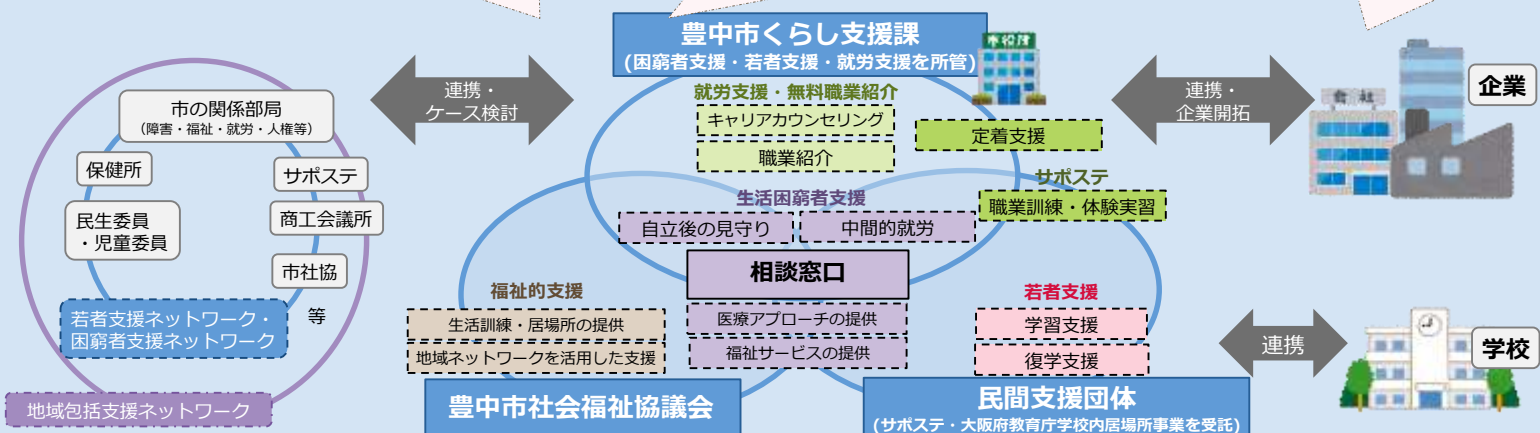
3か所の相談窓口(市くらし支援課・市社協・民間支援団体)や市社協の見守り活動等から、ひきこもり支援を必要とする方の情報が集まる。

②様々なネットワークを活かした支援の見立て

支援を必要とする方それぞれの状況に応じて、困窮者支援や若者支援のネットワークを活用して、適切な関係団体からなるケース検討会(含む支援会議)を実施。

③企業の理解のもとでの細やかな就労支援

ケース検討の結果、就労支援を必要とする方については、くらし支援課やサポステが支援を実施。



【支援事例】

中学校・高校は不登校で、集団での活動経験が少ない方

集団での作業に参加

・週2～3日、集団での作業に参加。
↓
集団の中で働くことができる

事業所内体験実習

・事業所内での体験実習を通して、就労への課題を把握し、業務適性を探る。
↓
適性があると見られた

就職・定着支援

・就職後も定着に向けてフォローアップを実施。
↓
働くことに困難さが見られた

退職支援・再就職支援

・本人の受容と希望に基づき障害者手帳の取得を支援し、業務適性と障害への配慮がある他企業への再就職支援を行う。



◆ポイント(複視的なフィードバック)

相談者の状況に応じて、支援の方法を見直すなど、就労支援や福祉等、様々な視点からフィードバックを行う

◆ポイント(就労体験の実施)

相談者と企業双方が、面接では把握できない実情を知ることができるため、採用やその後の定着に繋がりがやすい

【くらし支援課が行う就労支援の流れ・工夫】

企業開拓
・無料職業紹介事業の実施
※アンケートを実施し、行政と連携した採用活動に前向きな企業をリスト化。
商工会議所と連携し企業開拓(200社～300社と関係性を構築)。
・一定期間、相談者を雇用した企業に対する支援金制度を導入。
見立て
・支援を必要とする方それぞれが抱える課題を、丁寧に把握。
(家族の生活課題、心身の状況等)

マッチング・フィードバック
・企業が求める人物像や、相談者の特性(得意なこと、苦手な状況、配慮事項等)を把握し、企業と相談者を引き合わせ、企業見学や就労体験を実施。
・その際、くらし支援課の就労支援員や企業の担当者等が、様々な観点から相談者へフィードバックを実施。
(例)
・企業で発揮できるストレングスの共有や働くイメージ(職業観)の醸成。←くらし支援課の就労支援員
・企業で通用するストレングスの評価と、職場や就労上の注意事項の共有。←企業の担当者

就職
就職後、定着に向けた支援を継続。
福祉的支援
就職に限らず、障害者手帳や年金の手続き支援、居場所支援等、状況に応じた支援を実施。

【マッチングの工夫】


◆仕事と出会うwithとよなか
ものづくり企業の協力のもと、セミナー、見学会、キャリアカウンセリングとステップを踏み、ミニインターシップを経て企業との面接へと繋げる。
【参加実績】

| | H30 | R元 |
|--------------|-----|----|
| 見学者 | 32 | 39 |
| 応募対策セミナー参加者 | 26 | 23 |
| ミニインターシップ参加者 | 18 | 20 |
| 応募者 | 20 | 15 |
| 合格者 | 9 | 9 |


※令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため中止

農業分野と福祉分野の連携 -高知県安芸市-

〈ポイント〉福祉部局と農業部局の求める方向性が一致し、密な連携へ。
双方の厚い理解・支援のもとで、継続して農業に就労する方が増加。



【高知県安芸市概要】
人口：16,716人(R3.3.31時点)
農業が主要産業
※第1次産業が全産業に占める割合：27% (2015年国勢調査)
※農業就業者が就業者全体に占める割合：25% (2015年国勢調査)
主な作物：ナス、ピーマン、ユズ、水稲など



【農福ネットワーク構築の経緯】

福祉 <農業を就労先の一つに>

◆平成25年、高知県安芸地区の自殺死亡率の高さを契機に、**様々な機関が集まる自殺対策ネットワークを構築**

◆ポイント (多様な機関の参画)
多様な分野の機関が、お互いの機関を理解し相談し協働できる体制を構築

◆平成29年、**自立支援協議会に就労支援専門部会を設置**しひきこもり当事者等のケース検討から課題を抽出。庁内横断的に課題を共有・検討するチーム会議にてひきこもり支援の関係部局間の役割・方針を検討。

農業 <人材確保・定着を目指して>

◆慢性的な労働力不足、農業人口の高齢化
※平成27年度の農業就業人口に占める65歳以上の者の割合・・・45.3%

◆平成26年、コミュニケーションに苦手意識を持つAさんに、ハウス建設のため土地の石拾いの仕事を依頼したところ、毎日コツコツ取り組むことが農家の助けになり、ナス農家に継続して就労

◆Aさんの就労をきっかけに、他の農家にも受入希望が拡散



農福連携研究会 (事務局：安芸市農林課)

- ◆平成30年5月設置。毎月1回定例会を開催。
- メンバー：市農林課、市福祉事務所、安芸福祉保健所、JA高知県、安芸農業振興センター、サボステ等
- 就労者及び雇用主への支援 (多職種間で就労について検討し、マッチングを円滑に実施)
- 農福連携の課題を抽出し検討

主要産業である農業を就労先として広げていきたい

農家の理解を深めて、人材確保・定着に繋げたい

◆ポイント (組織的な連携体制)
人事異動があっても組織的に農福連携が進むよう、会議を設立し、連携体制を構築

農福連携高知県サミットinあき

◆ポイント (雇用主の理解促進)
農家等に対して、生きづらさや障害に関する理解を深める研修会を実施

農家等の雇用主等に対して取組を周知し、さらなる連携先の農家を開拓



双方の理解が、厚い支援へ

【農福連携の実績 (令和3年7月現在)】

◆令和3年7月現在就労状況

| 従事先 | 従事者数 |
|----------------|------|
| 農家 | 36名 |
| JA高知県 (各出荷場など) | 11名 |
| 酪農 | 2名 |
| 青のり養殖 | 4名 |
| 炭焼き | 2名 |
| こうち絆ファーム | 36名 |
| 計 | 91名 |

◆ポイント (就労先の広がり)
農業だけでなく、酪農や林業、水産業など多様な就労先を開拓

◆主な特性

| 特性 | 従事者数 |
|--------------|------|
| 精神障害 | 37名 |
| 発達障害 | 15名 |
| ひきこもり | 20名 |
| 身体障害 (聴覚・肢体) | 3名 |
| 知的障害 | 8名 |
| 難病 | 3名 |
| その他 (生活困窮) | 5名 |
| 計 | 91名 |

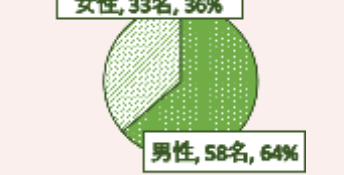
【就業期間】



【年代】



【性別】



【定着に向けた「農・福」双方からの厚い支援】

- 福** 障害や1人1人の特性(個性)を記載した履歴書を作成。
- 福** 県の就労支援へのインセンティブ制度により、受入農家は研修生1人1日につき4,500円を受給。
- 農** 農家と本人の意向により直接雇用を行う。
- 福** 一般就労が困難な場合は障害者就労B型事業所「こうち絆ファーム『TEAMあき』」に繋ぐ。
- 農** 年間を通して就労者のモチベーションを維持するため、ナスの農閑期には酪農やユズ等の他の仕事を切り出す工夫。
- 農** 定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用する農業就労サポーターが定期的に農家を訪問し、就労者と雇用主双方をフォロー。

マッチング
実習
契約
定着

市町村におけるひきこもり支援の取組例(北海道石狩市)

- 平成24年度に、若者のひきこもりやニートが社会問題化していたことを背景に、「石狩市若者相談支援事業」をNPO法人(障がい者相談支援事業者)に委託して開設。39歳までを対象とした若者支援と障がい者の相談支援を開始する。
- 平成26年度に、石狩市子ども・若者支援地域協議会を設立。障がい者の相談支援を分離し、若者支援に特化した相談窓口をNPO法人ジェルメ・まるしえに委託して「相談室 まるしえ」を開設。
- 令和2年度に、「8050問題」が社会問題化したことを背景に、相談の対象年齢を64歳まで引き上げ、子ども・若者に限らないひきこもり、不登校などの悩みを抱える方の相談や居場所づくりをNPO法人ジェルメ・まるしえに委託して「石狩市ひきこもりサポートセンター」を開設。(国補助金「ひきこもりサポート事業」等を活用)

人口:58,282人(令和2年12月末日時点)
* ひきこもり状態にある方の推計値
約200人(平成30年市調査)

相談窓口

相談室 まるしえ
月～金 10:00～19:00

- ・不登校・ひきこもり状態の方やその家族の相談支援を実施(電話相談、来所相談、訪問相談)
- ・臨床心理士・精神保健福祉士等の専門の資格を持った支援員が、ひとり一人の事情や思いに寄り添い、オーダーメイドの支援を実施。

【対応件数(延べ件数)】

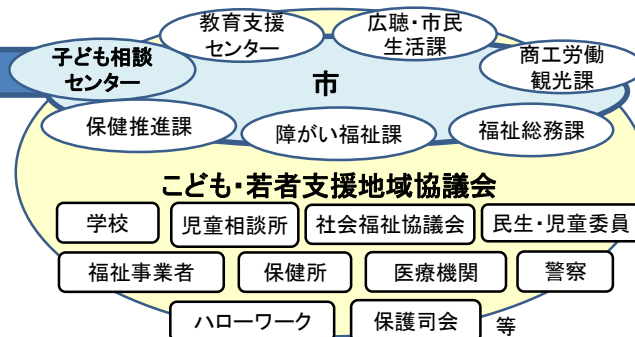
| H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 545 | 590 | 447 | 415 | 689 | 1,206 |

※「自立相談支援事業」(国負担金)を活用

石狩市ひきこもりサポートセンター



委託



子ども・若者支援地域協議会

多様な居場所づくり

青年期グループ

- ・10代後半からの青年期が対象。週1回1時間30分実施。
- ・少人数でゲームやスポーツ、おしゃべり。



◆利用者の声◆

- ・沈黙が痛くない場所。
- ・自分に少し自信がつき、アルバイトなど通う前はできなかったことができるようになった。

女性グループ

- ・女性が対象。週1回1時間30分実施。
- ・カフェでケーキを食べながらおしゃべり。



◆利用者の声◆

- ・女子会に参加してから外出へのハードルが下がり、人とのコミュニケーションがとても楽しくなった。

中高年グループ

- ・30代以上が対象。
- ・月2回1時間30分実施。
- ・少人数でゲームやおしゃべり。

親の会

- ・不登校の方、ひきこもり状態にある方の家族の集まり。
- ・それぞれ月1回2時間実施。

中高生グループ

- ・中高生が対象。週1回1～2時間実施。
- ・少人数でゲームや外出。



◆利用者の声◆

- ・まるしえに来るといつも落ち着く。
- ・思いやりがあって楽しいところ。

学習室パン

- ・週3回1～2時間実施。
- ・地域の方や退職教員の方が学習をサポート。
- ・学校を長期に休んでいた方の学び直しや、高卒認定資格の取得などの目的でも利用。



※「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」(国補助金)を活用

お仕事練習喫茶まるくる

- ・週1～3日半日程度実施。
- ・アルバイトや就労の前に働く準備・練習を行える場。



Cafe まるくる
水・木 11:00～15:00

※NPO法人独自事業

子ども食堂(まるくる子どもCafe)

- ・月1回開催。



※「石狩市子どもの居場所づくり推進事業交付金」(市交付金)を活用

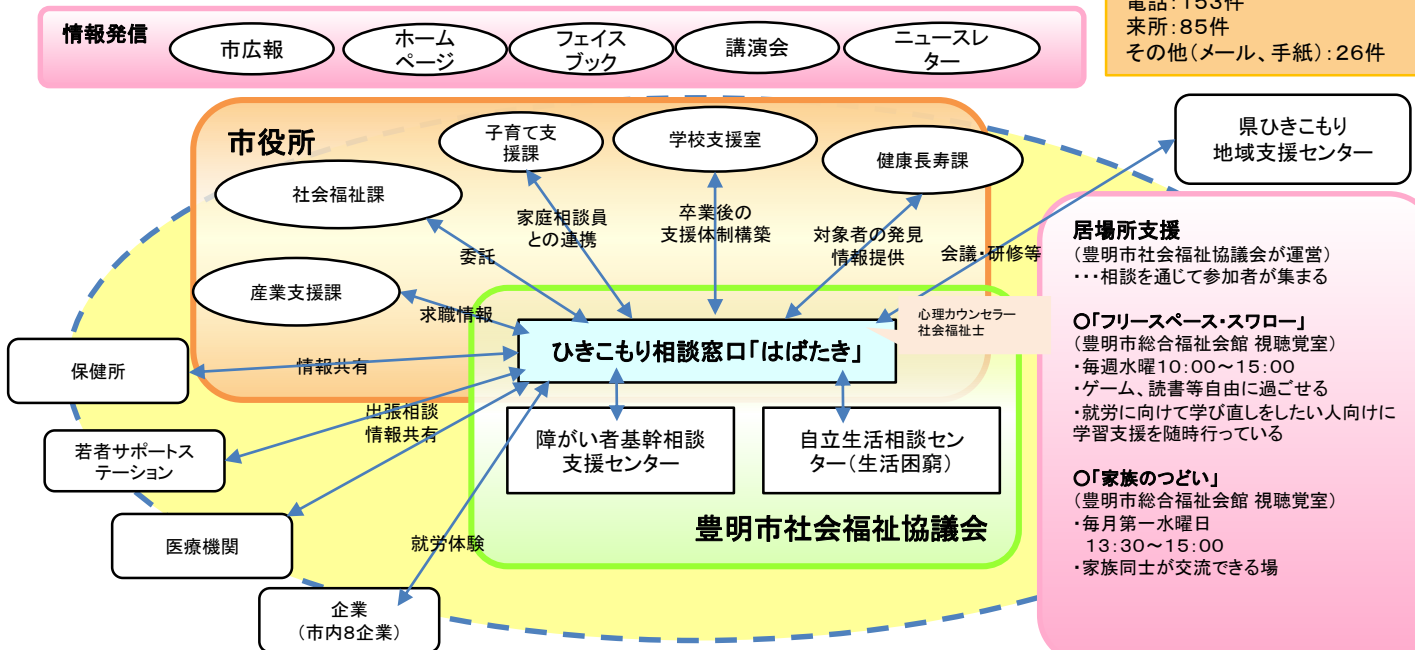
市町村におけるひきこもり支援の取組例(愛知県豊明市)

- 市役所内に相談窓口を設置(市社会福祉協議会に委託)。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先(社会福祉協議会)が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

豊明市のひきこもり支援体制図

人口:68,691人(平成30年10月1日時点)

○相談件数
(平成30年4月~12月)
電話:153件
来所:85件
その他(メール、手紙):26件



サポーター活動

- ・市主催のサポーター養成研修を実施。
- ・民生委員、福祉職、教員、行政関係者、ひきこもり支援に関心のある地域住民や当事者家族などが参加。
- ・サポーター派遣の利用申請があれば、マッチングを重視した選定を行い派遣する

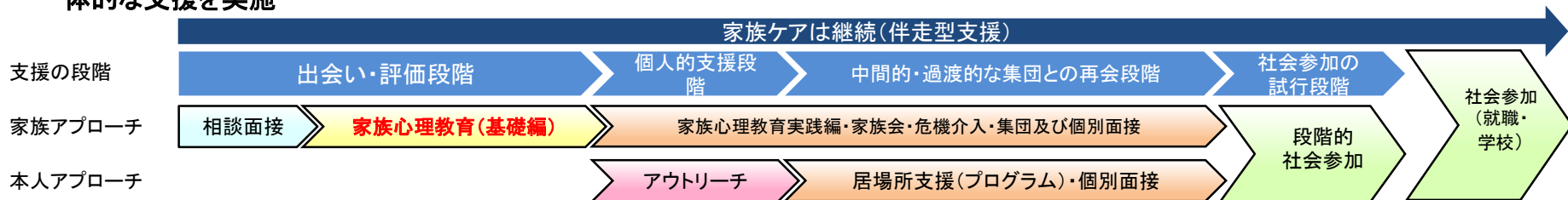
【研修会の様子】



市町村におけるひきこもり支援の取組(山口県宇部市)

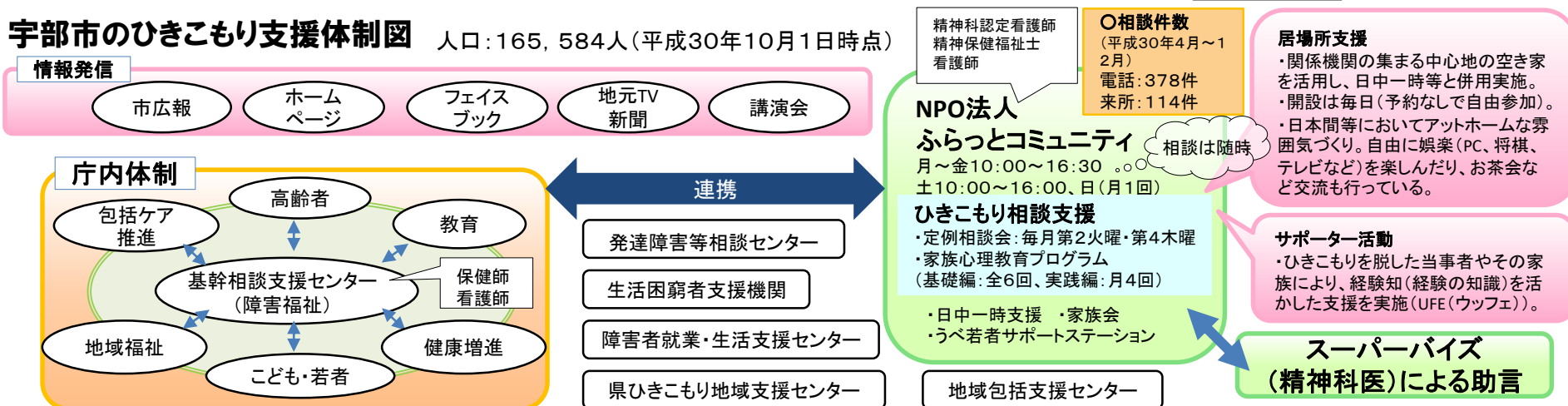
- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議(月1回)を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施(精神保健福祉士、看護師が相談に対応)。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受ける中、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守る中、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職(精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師)がサポーターに登録し、派遣(アウトリーチ支援を含む)されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会など、家族のニーズに合わせたグループでの相談会(家族心理教育実践編)を開催している。

一体的な支援を実施



宇部市のひきこもり支援体制図

人口:165,584人(平成30年10月1日時点)



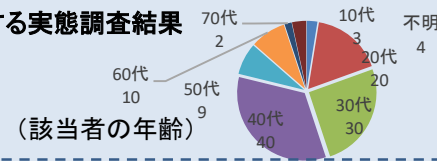
市町村におけるひきこもり支援の取組例(徳島県三好市)

三好市



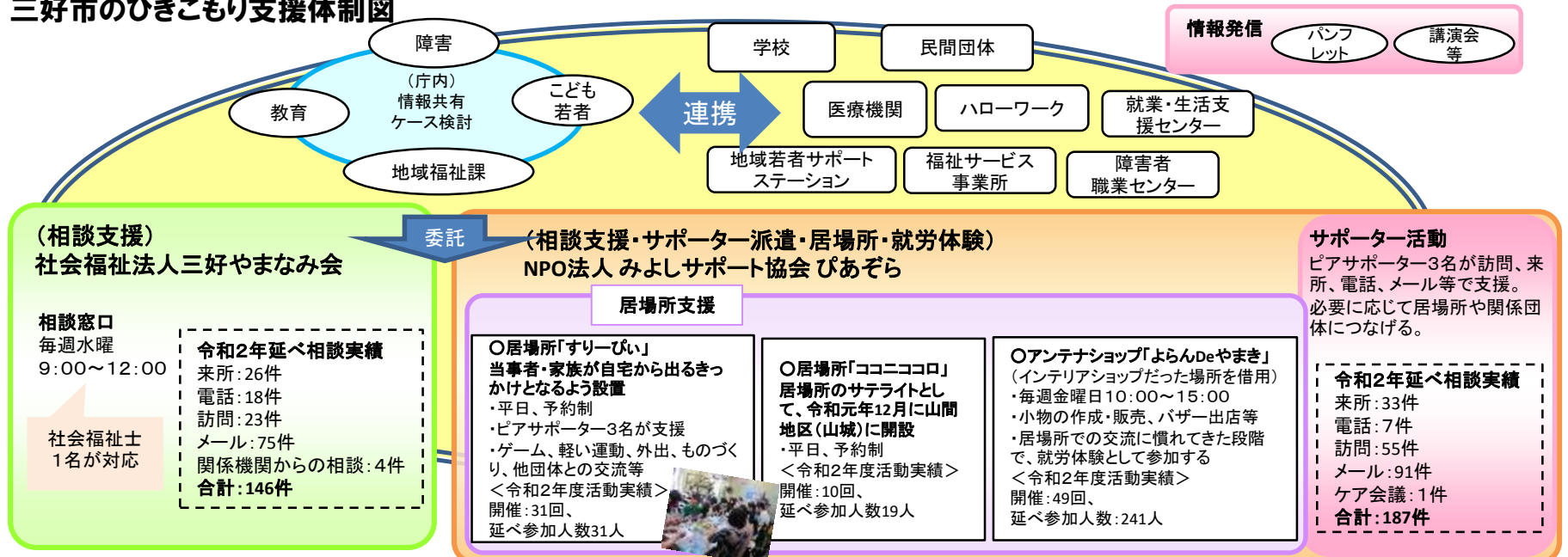
人口: 24, 212人
(令和3年10月末時点)

令和元年度ひきこもりに関する実態調査結果
(民生委員・児童委員
111人による聞き取り調査)
該当者: 64人



- ひきこもりサポート事業を2箇所の民間団体に委託。(相談支援は社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣や居場所支援はNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらに委託。)保健所で相談を受けたケースがつかいながることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を実施するとともに、各行政機関、委託先、関係機関(医療機関、学校、地域若者サポートステーション等)などからなる事例検討会を年4回実施。
- 情報発信については、各団体において作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- サポーター派遣や居場所支援を行うNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらでは、徳島県が実施する養成研修を受講したピアサポーター3名が活動。訪問支援には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターが中心となって活動している。

三好市のひきこもり支援体制図

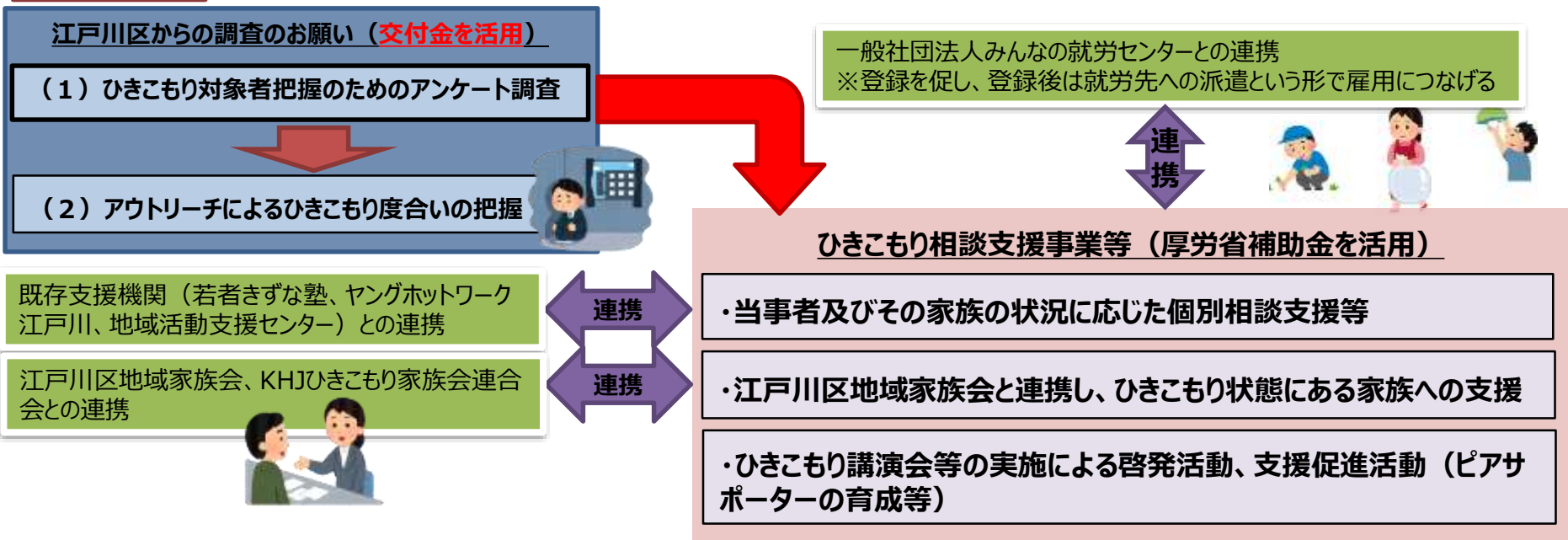


ひきこもり調査・相談支援事業【東京都江戸川区】

交付金対象事業費 11,695千円

○ひきこもり対象者把握のためのアンケート調査により把握できたひきこもり当事者や家族などを対象にした個別相談等の支援体制を構築することで、区内のひきこもり当事者の社会参加等に繋げる。

事業概要



交付金対象事業・対象外事業を一体的に実施し、区内のひきこもり当事者等の社会参加等に繋げる。

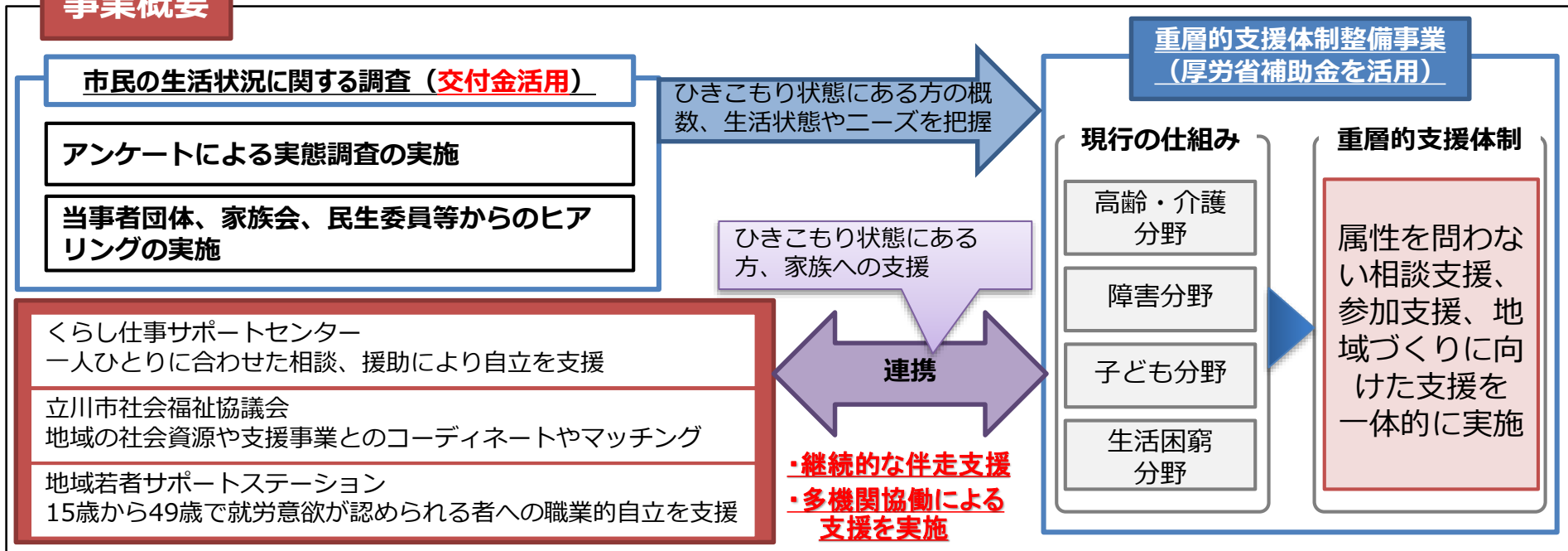
| 重要業績評価指標 (KPI) | 事業開始前 (現時点) | 令和3年度増加分 (1年目) | 令和4年度増加分 (2年目) | 計画期間中の増加分の累計 |
|-----------------------------------|-------------|----------------|----------------|--------------|
| ひきこもりに係るアンケートの実施による就職氷河期世代の回答数（通） | 0 | 12,788 | 0 | 12,788 |
| アンケート結果による就職氷河期世代へのアウトリーチ実施数(回) | 0 | 21,775 | 0 | 21,775 |

市民の生活状況に関する調査（就職氷河期世代のひきこもりに関する実態調査）【東京都立川市】

交付金対象事業費 4,090千円（新規）

○ひきこもり状態にある方の実態把握のための調査を実施。アンケートやヒアリングを通じて、支援対象者の概数やニーズ等を把握し、支援を行う上での体制、内容を検討する際の基礎情報を得る。また、調査によって得られた情報をもとに、令和4年度に行うアウトリーチ等を通じた継続的支援や伴走支援を行う多機関共同事業つなげていく。

事業概要



| 重要業績評価指標 (KPI) | 事業開始前 (現時点) | 令和3年度増加分 (1年目) | 令和4年度増加分 (2年目) | 計画期間中の増加分の累計 |
|----------------------------------|-------------|----------------|----------------|--------------|
| 市民の生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）の回答数 | 0 | 3,000 | 0 | 3,000 |
| 当事者団体、家族会、民生委員等からのヒアリングの実施数 | 0 | 151 | 0 | 151 |
| 調査結果による支援対象者（家族）へのアプローチ数 | 0 | 0 | 20 | 20 |

ひきこもり支援モデル事業【秋田県】

交付金対象事業費 2,572千円

○市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と支援体制の充実を取組目標とし、令和3年度は潟上市でモデル事業を実施する。

事業概要

① モデル地域に相談窓口を設置

身近な地域に相談窓口が設置されることにより、相談につながる対象者を増やす。加えて、モデル地域の市民に対して相談窓口の周知とひきこもりに関する理解促進のため広報紙等で普及啓発を行う（※）。

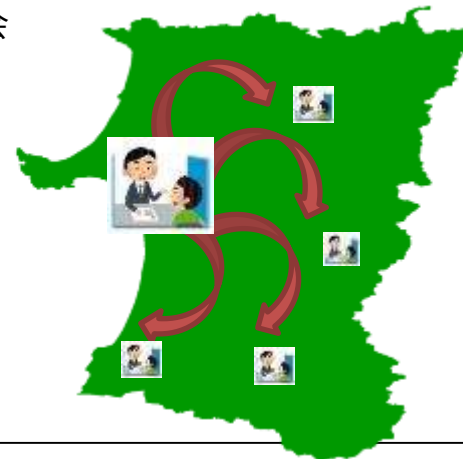
② web会議システム構築

ひきこもりの者はその特性から潜在化しやすく、支援者のスキルも必要なことから、県（地域振興局）とひきこもり相談支援センターが連携してweb等を活用しながら体制を整備し、広報や研修会等を開催することにより相談しやすい環境づくりの気運を醸成する。

③ モデル事業の横展開

これらの相談や支援のノウハウをパッケージ化し、令和4年度以降、県内他地域に横展開。

※ 普及啓発については、研修参加者や相談窓口来訪者にこういった媒体を見て事業を知ったのかアンケートを行う等、随時見直しを図る。



| 重要業績評価指標 (KPI) | 事業開始前 (現時点) | 令和3年度増加分 (1年目) | 令和4年度増加分 (2年目) | 計画期間中の 増加分の累計 |
|---------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 就職氷河期世代の当事者又は家族の相談件数 【モデル実施市】(件) | 0 | 30 | 70 | 100 |
| 相談数のうち他の関係機関による支援や社会 参加につながった件数(件) | 0 | 10 | 25 | 35 |

就職氷河期世代ひきこもり対策推進事業【山梨県】

交付金対象事業費 3,052千円

- 相談につながっていないひきこもり状態のある者に対して、SNSの匿名性、即時性の特徴を活かした相談を家族会・民間支援団体と連携して実施する。

事業概要

① SNS相談事業

家族会、民間支援団体から構成されるやまなしひきこもり支援コンソーシアムがLINEを活用したSNS相談事業を実施する。

ひきこもり地域支援センターの対応終了となる16時以降の受け皿の拡大及び昼夜逆転状態にあるひきこもり当事者からの対応を可能とするため、相談時間を16:00~21:00で設定する。

② ひきこもり支援対策広報事業

情報の入手しやすさを考慮したWebメディア（SNS広告、ディスプレイ広告）を活用したひきこもり支援関連情報の発信を行う。



ひきこもり支援の課題

- ・40歳以上の中高年層は相談につながりにくい
- ・中高年層は家族からの相談割合が低下



本人へのアプローチの重要性

○官民協働による方策

- ・SNSを活用したオンライン相談
- ・積極的な周知・広報、支援情報の提供



社会との接点・つながりの充実により、
社会参加に繋げる

| | 事業開始前 (現時点) | 令和2年度増加分 (1年目) | 令和3年度増加分 (2年目) | 令和4年度増加分 (3年目) | 計画期間中の 増加分の累計 |
|--|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| LINEの友達ユーザー数(人) | 0 | 15 | 100 | 100 | 215 |
| ひきこもり地域支援センターが 実施する集団支援プログラムへの 参加者数(人) | 0 | 1 | 8 | 16 | 25 |

ひきこもり状態等にある方の就労支援充実【神戸市】

交付金対象事業費 13,600千円

○2020年2月に設置した「神戸ひきこもり支援室」を本格稼働させ、電話等による相談に加え、相談員による家庭訪問や医師等専門職で構成する専門チームの派遣、関係機関とのネットワーク構築による情報の一元化等を行うことで、早期支援や長期化の防止を目指す。

事業概要

①専門チーム派遣のための、訪問相談支援員及び区支援員の配置、支援人材養成研修の実施

- ・症状が重篤な場合等に対応するため、専門チームを派遣。
- ・訪問相談支援員等を配置し、各区で定期相談会を行う。

②居場所づくりの支援

- ・社会参加のきっかけを作るため、安心して参加者と交流できる場を設置。

③地域若者サポートステーションにおける心理カウンセリングの実施

- ・臨床心理士を配置し、メンタルヘルスに関する相談や心理判定等を行い、サポステの適切な支援プログラムへとつなげる。



| 重要業績評価指標 (KPI) | 事業開始前 (現時点) | 令和2年度増加分 (1年目) | 令和3年度増加分 (2年目) | 令和4年度増加分 (3年目) | 計画期間中の 増加分の累計 |
|------------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| ひきこもり状態にある就職氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談(人) | 0 | 24 | 24 | 24 | 72 |
| 地域若者サポートステーションにおける心理カウンセリング実施件数(人) | 0 | 40 | 60 | 80 | 180 |

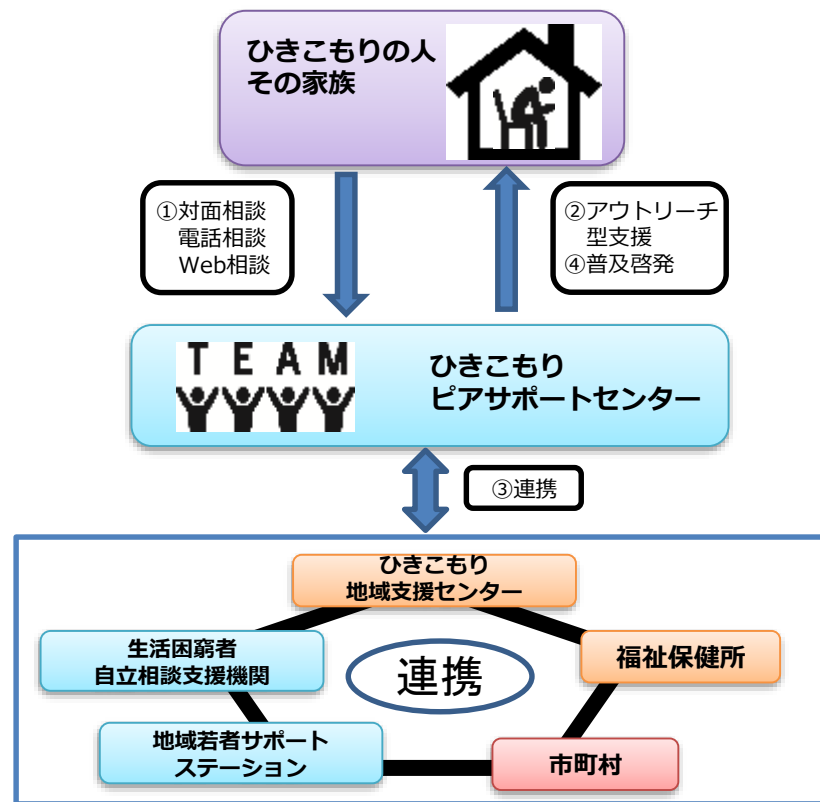
就職氷河期世代のひきこもり対策推進事業【高知県】

交付金対象事業費 7,490千円

○相談窓口の多様化を図るため、就職氷河期世代の元ひきこもり当事者が中心となったピアサポーターによるひきこもりの人や家族へのピア相談、アウトリーチ型の訪問支援等を行う。 ※ピア…同じ立場・背景の仲間の意

事業概要

- 就職氷河期世代のひきこもりの人及び家族へのピア相談支援**
 - 週5日開所する対面相談窓口の開設、随時の電話相談、Web相談窓口の設置、ファイナンシャルプランナーによる家計相談
- 就職氷河期世代のひきこもりの人へのアウトリーチ型支援**
 - 相談者の意向を踏まえ、ピアサポーターが家庭訪問によるピア相談を実施し、居場所への誘因を図る。
- 福祉・サポステ・ひきこもりの人の居場所その他の支援機関と連携した支援**
 - 社会参加につなげるための他の支援機関へのつなぎや支援の受入等
- 就職氷河期世代のひきこもりの人への正しい理解を普及するための啓発活動**
 - リーフレットの作成、新聞広報、ホームページの整備等



| 重要業績評価指標 (KPI) | 事業開始前 (現時点) | 令和2年度増加分 (1年目) | 令和3年度増加分 (2年目) | 令和4年度増加分 (3年目) | 計画期間中の増加分の累計 |
|---|-------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 就職氷河期世代 (34歳~49歳) のひきこもりに関する新規相談件数 (当事者、家族、支援者等から受けるもの) (件) | 0 | 20 | 35 | 50 | 105 |
| 就職氷河期世代 (34歳~49歳) のひきこもりに関する延べ相談件数 (当事者、家族、支援者等から受けるもの) (件) | 0 | 300 | 525 | 750 | 1,575 |
| 就職氷河期世代 (34歳~49歳) のひきこもり当事者の居場所等への参加や関係機関 (福祉事務所、自立相談支援機関等) による対応につながった件数 | 0 | 10 | 27 | 43 | 80 |

ひきこもりの居場所及び居場所へのつなぎ資源確保事業【兵庫県】

交付金対象事業費 4,974千円

- 就職氷河期世代におけるひきこもりの状態にある方への支援を充実する観点から、県内の居場所拡充や自宅から居場所へのつなぎ支援のための人材養成研修を実施する。また、多様な居場所を確保する観点からインターネット環境を活用した電子居場所を設置する。

事業概要

①居場所拡充に向けた人材養成研修

- ・県内NPO法人職員等を対象に、居場所の運営やひきこもり状態にある方への支援に関する知識・技術等に関する研修を実施。

②自宅から居場所へのつなぎに関わる人材の育成

- ・当事者支援につながらないケースに対応するため、家族を介して当事者支援を行う家族支援プログラムの実践者及び、実践者と協力して居場所へのつなぎ支援を実施する支援者を育成する研修を実施。
- ・家族支援プログラムの効果検証及び改善に取り組む。

③多様な居場所（電子居場所）の設置促進

- ・現実の居場所へ至る前段階として、インターネット環境を活用した電子居場所を設置し、自宅にいながらでも社会とつながることができるよう支援。

| 重要業績評価指標 (KPI) | 事業開始前 (現時点) | 令和2年度増加分 (1年目) | 令和3年度増加分 (2年目) | 令和4年度増加分 (3年目) | 計画期間中の 増加分の累計 |
|---|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 居場所を設置する市町数 | 3 | 3 | 24 | 11 | 38 |
| 家族支援プログラム(CRAFT)の 実践者及び支援者研修延べ受講 者数 | 0 | 100 | 150 | 150 | 400 |

ひきこもり状態等にある方の就労支援充実【神戸市】

～ 専門チーム派遣等の実施により、適切な支援プログラムへとつなげる！ ～

交付金対象事業費 13,600千円

事業概要

①専門チーム派遣のための、訪問相談支援員及び区支援員の配置、支援人材養成研修の実施

- ・症状が重篤な場合等に対応するため、専門チームを派遣。
- ・訪問相談支援員等を配置し、各区で定期相談会を行う。

②居場所づくりの支援

- ・社会参加のきっかけを作るため、安心して参加者と交流できる場を設置。

③地域若者サポートステーションにおける心理カウンセリングの実施

- ・臨床心理士を配置し、メンタルヘルスに関する相談や心理判定等を行い、サポステの適切な支援プログラムへとつなげる。



本事業の成果・取組事例として着目したポイント等

- ・精神科医師・精神保健福祉士・社会福祉士等からなる専門チームで協議し見立てを行った上で、家庭訪問や医療受診への同行ができるようになり、ひきこもり状態の原因となっている障害や疾患に家族や本人が気づけるようになった。
- ・心理カウンセリングを通して心理判定を行うことができることにより、結果を踏まえてサポステの適切な支援プログラムやその他相談機関（医療機関）へとつなぐことが可能となった。
- ・ひきこもり支援に関しては、関係機関との連携が重要であり、神戸ひきこもり支援室がひきこもりの態様を分析・説明し、関係機関に理解してもらうことでスムーズに連携・協力ができている。充実した支援体制により、ひきこもり状態の早期支援・長期化の防止を図るとともに、心理カウンセリング結果を踏まえ就職意欲のある方をサポステ支援につなげる取組は、他の自治体の参考になる。

| | ひきこもり状態にある就職氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談（人） | 地域若者サポートステーションにおける心理カウンセリング実施件数（人） |
|------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 令和3年度KPI 【 】は実績値 | 24 【55】 | 60 【54】 |

全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ
(令和元年 8月26日)



わたしたちは、すべての人々に寄り添う自治体となることを目指し、
家族会、当事者の会、福祉関係者とともに、
ひきこもり支援に果敢に取り組むことを宣言します。

群馬県安中市、愛知県豊明市、滋賀県守山市、
岡山県総社市、山口県宇部市



地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

平成29年改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

「重層的支援体制整備事業」の創設

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151
R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

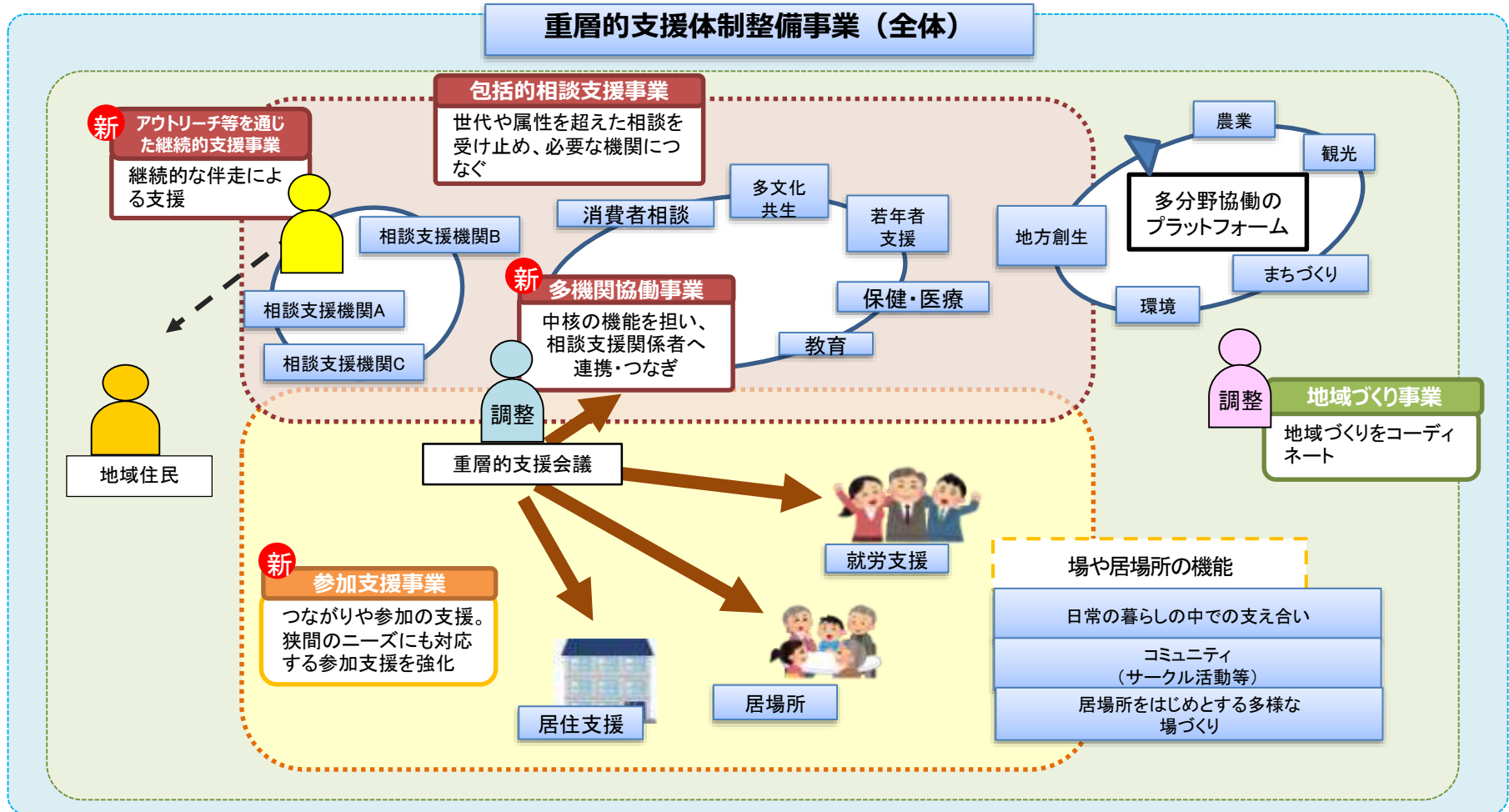
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

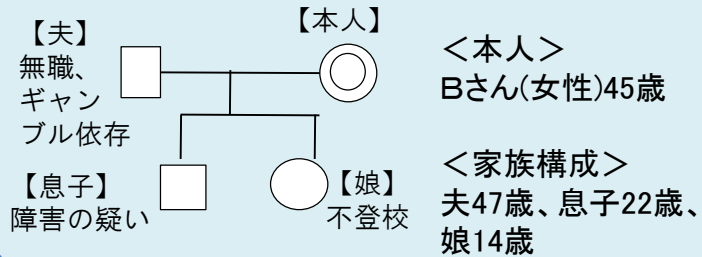
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(134自治体)

| | | | | | | | | | |
|-----|-------|------|-------|------|------|---------|---|------|------|
| 北海道 | 旭川市 | 千葉県 | 木更津市 | 三重県 | 伊勢市 | 島根県 | 松江市 | | |
| | 七飯町 | | 松戸市 | | 桑名市 | | 大田市 | | |
| | 妹背牛町 | | 柏市 | | 名張市 | | 美郷町 | | |
| | 鷹栖町 | | 市原市 | | 亀山市 | | 岡山市 | | |
| | 津別町 | | 墨田区 | | 鳥羽市 | | 美作市 | | |
| | 音更町 | | 世田谷区 | | いなべ市 | | 呉市 | | |
| | 広尾町 | | 中野区 | | 志摩市 | | 東広島市 | | |
| 青森県 | 鯨ヶ沢町 | 東京都 | 八王子市 | 滋賀県 | 伊賀市 | 広島県 | 廿日市市 | | |
| 岩手県 | 盛岡市 | | 立川市 | | 御浜町 | | 山口県 | 宇部市 | |
| | 遠野市 | | 狛江市 | | 長浜市 | | | 長門市 | |
| | 矢巾町 | | 西東京市 | | 守山市 | | | 香川県 | 高松市 |
| | 岩泉町 | | 鎌倉市 | | 甲賀市 | | | | さぬき市 |
| 秋田県 | 能代市 | | 神奈川県 | | 茅ヶ崎市 | | 愛媛県 | 宇和島市 | |
| | 大館市 | | | | 逗子市 | | | 高知県 | 高知市 |
| | 湯沢市 | 富山市 | | 中土佐町 | | | | | |
| | 由利本荘市 | 氷見市 | | 大牟田市 | | | | | |
| 山形県 | 山形市 | 石川県 | 金沢市 | 大阪府 | 豊中市 | 福岡県 | 久留米市 | | |
| 福島県 | 福島市 | | 小松市 | | 枚方市 | | 八女市 | | |
| | 須賀川市 | 福井県 | 越前市 | | 高石市 | | 糸島市 | | |
| 茨城県 | 古河市 | | 坂井市 | | 東大阪市 | | 佐賀県 | 岡垣町 | |
| | 東海村 | 山梨県 | 大阪狭山市 | 熊本市 | 佐賀市 | | | | |
| 栃木県 | 栃木市 | 長野県 | 飯田市 | 阪南市 | 熊本県 | 大津町 | | | |
| | 市貝町 | | 伊那市 | 太子町 | | 大分県 | 中津市 | | |
| | 野木町 | | 岐阜市 | 姫路市 | | | 津久見市 | | |
| 群馬県 | 太田市 | 関市 | 尼崎市 | 宮崎県 | | | 竹田市 | | |
| | みどり市 | 静岡県 | 芦屋市 | | 杵築市 | | | | |
| | 上野村 | 愛知県 | 岡崎市 | | 加東市 | 都城市 | | | |
| | 玉村町 | | 春日井市 | | 三郷町 | 日向市 | | | |
| 川越市 | 豊田市 | | 川上村 | 三股町 | | | | | |
| 埼玉県 | 狭山市 | | 稲沢市 | 和歌山県 | 和歌山市 | ※134自治体 | うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体 | | |
| | 草加市 | | 東海市 | 鳥取県 | 鳥取市 | | | | |
| | 越谷市 | | 大府市 | | 米子市 | | | | |
| | 桶川市 | | 知多市 | | 智頭町 | | | | |
| | ふじみ野市 | 豊明市 | 北栄町 | | | | | | |
| | 鳩山町 | 長久手市 | | | | | | | |
| | 東浦町 | | | | | | | | |

家族構成



支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
 (夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
 (息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
 (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
 (地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

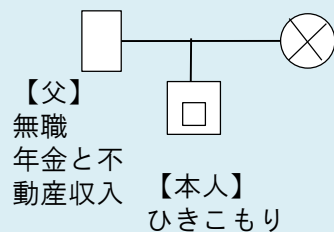
<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

家族構成



<本人>
Aさん(男性)51歳

<家族構成>
父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、**世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。**
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。**連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。**